

五城目町障害福祉総合計画（R2改訂版）

障害基本計画

第6期障害福祉計画

第2期障害児福祉計画

令和3年3月

五 城 目 町

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の概要.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
(1) 計画の性格.....	1
(2) 計画の期間.....	2
(3) 各種計画との関係.....	3
3 障害者支援を取り巻くこれまでの流れ.....	4
4 これからの障害者施策の方向性.....	7
5 計画の対象者.....	10

第2章 障害者を取り巻く現状

1 五城目町の障害のある人を取り巻く状況.....	11
(1) 総人口の推移.....	11
(2) 障害者の状況.....	12
1) 障害者手帳の所持状況の推移.....	12
2) 身体障害者の状況.....	13
3) 知的障害者の状況.....	16
4) 精神障害者の状況.....	18
(3) 障害支援区分の認定状況.....	21
(4) 各種福祉手当の支給状況.....	23
(5) 障害児の就学等の状況.....	24
2 障害のある方々のニーズの把握.....	25
(1) 生活したい場所.....	25
(2) 地域生活に必要な支援.....	25
(3) 生活において困っていること.....	25
(4) 就労支援に望むこと.....	26
(5) 障害福祉サービスに関し困っていること.....	26
(6) 相談に関する要望.....	27
(7) 暮らしやすさ.....	27
(8) 障害者施策への要望.....	28
3 障害に対する理解.....	29
(1) 障害に対する理解の促進.....	29
(2) 精神障害に対する理解促進の必要性.....	29
(3) 現状課題の早期把握、相談対応の充実.....	29
(4) 生活支援の充実.....	29

第3章 計画の基本方向

1 基本理念.....	31
2 基本目標.....	33
(1) 基本目標.....	33
3 施策体系.....	34

4 障害福祉計画・障害児福祉計画のサービスの体系.....	35
-------------------------------	----

第4章 施策の展開

1 障害福祉の総合的な推進.....	37
基本目標1：地域で支え合う体制の構築.....	37
(1) 相談支援.....	37
(2) 権利擁護の推進.....	38
基本目標2：自立した生活を送るための支援の充実.....	39
(1) 在宅生活の支援.....	39
(2) 日中活動の支援.....	40
(3) 移動支援.....	41
(4) コミュニケーション支援.....	42
(5) 予防と健康づくりの推進.....	42
(6) 経済的支援.....	43
基本目標3：生活の場の確保.....	44
(1) 施設等利用者への支援の充実.....	44
(2) 暮らしの場の確保.....	45
基本目標4：雇用と就労支援の充実.....	46
(1) 就労支援の総合的な推進.....	46
基本目標5：ともに学び、育つ環境の整備.....	47
(1) 特別支援教育の推進.....	47
(2) 放課後対策の充実.....	47
基本目標6：緊急時・災害時の安全の確保の推進.....	48
(1) 災害時の要援護者の支援.....	48
2 障害福祉サービスの推進.....	49
(1) 自立支援給付.....	49
1) 訪問系サービス.....	49
2) 日中活動系サービス.....	51
3) 居住系サービス.....	54
4) 指定相談サービス.....	55
(2) 地域生活支援事業.....	56
1) 必須事業.....	56
2) 任意事業.....	59
3 障害児福祉サービスの推進.....	61
(1) 障害児通所支援.....	61
(2) 障害児相談支援.....	63
4 本計画における重点事業.....	64

第5章 計画の達成目標

1 障害福祉サービス等・障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標.....	69
(1) 施設入所者の地域生活への移行.....	69
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	69
(3) 地域生活支援拠点等における機能の充実.....	70
(4) 福祉施設から一般就労への移行等.....	70
(5) 障害児通所支援等の地域支援体制の整備.....	71
(6) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築.....	72

第6章 計画の推進にあたって

1	計画の推進における基本姿勢.....	73
2	計画推進における役割分担.....	74
3	計画推進に向けた多様な連携の推進.....	75
4	計画の進行管理体制.....	76
	（1）計画の進行管理と評価.....	76
	（2）庁内における進捗評価の体制.....	77
	（3）人材の育成・確保.....	77
	（4）計画の実施状況の公表.....	77
5	計画の普及・啓発の推進.....	78

【元号の表記について】

この計画中の年の表記は、平成31年4月30日の翌日から元号を「令和」として
おり、年度の表記は平成31年4月1日から令和2年3月31日までを「令和元
年度」としております。

第 1 章

計画の策定にあたって

1 計画の概要

五城目町の障害のある人を取り巻く状況は日々変化し、障害のある人や介護者の高齢化、障害の重度化や重複化などとあいまって、障害者施策へのニーズも多種・多様化しています。

国では、障害者基本法において、市町村は当該市町村における障害のある人の状況等を踏まえ、障害者施策に関する基本的な計画を策定しなければならないとしています。また、障害者総合支援法においては、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（市町村障害福祉計画）を定めることとしています。さらに平成28年5月の「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正により、これまで障害福祉計画の中に含まれていた障害児福祉の取り組みについて「障害児福祉計画」として定めることとされました。

本町では、障害者を取り巻く状況の変化や国の制度の見直しを踏まえ、「障害基本計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」について一体的にとりまとめた障害者施策に関する総合的な計画として本計画を策定し、令和2年度に「障害基本計画」の見直しと「第6期障害福祉計画」と「第2期障害児福祉計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

（1）計画の性格

本計画は、障害者基本法に基づく町の「障害基本計画」であり、障害者施策を推進するにあたっての基本理念及び基本目標を示すことにより、その方向性を明らかにし、今後の障害者福祉に関わる行政運営の指針とするものです。

また、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」と、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」としても位置づけられ、障害者及び障害児への福祉サービスがどれだけ必要となるのかの3年間の見込み量とそのサービスを確保するための方策について定めた計画となっています。

<障害基本計画>

障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」に相当するものであり、本町における障害者及び障害児のための施策に関する基本的な計画です。

<障害福祉計画>

「障害者総合支援法」に基づく市町村障害福祉計画で、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

市町村障害福祉計画の策定は、障害者総合支援法第88条により、策定が義務づけられている計画です。

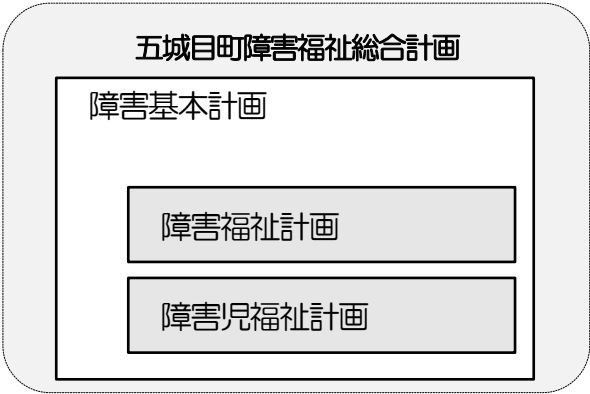
<障害児福祉計画>

児童福祉法第33条第20項に規定する「障害児福祉計画」に相当するものであり、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築するとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制の構築を図ることを目指す計画です。

障害児支援は、市町村における障害児通所支援と都道府県における障害児入所支援を両輪として推進されるため、県と密接な連携を図りながら推進していきます。

本町においては、「障害基本計画」を障害者及び障害児を含む、町全体の障害者施策を推進していくための総合的な計画と位置づけ、その中で特定のサービスの推進計画として、「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」を内包した形で一体的に3計画を策定するものとします。

3計画を一体的に策定 ⇒



(2) 計画の期間

障害基本計画については、本町の障害福祉施策の基本方向を示すものであることから、平成30年度から平成35年度までの6年間とします。

障害基本計画の中間年にあたる令和2年度に障害基本計画について内容の確認・見直しを行い改訂版を策定し、併せて第6期障害福祉計画と第2期障害児福祉計画の策定を実施します。

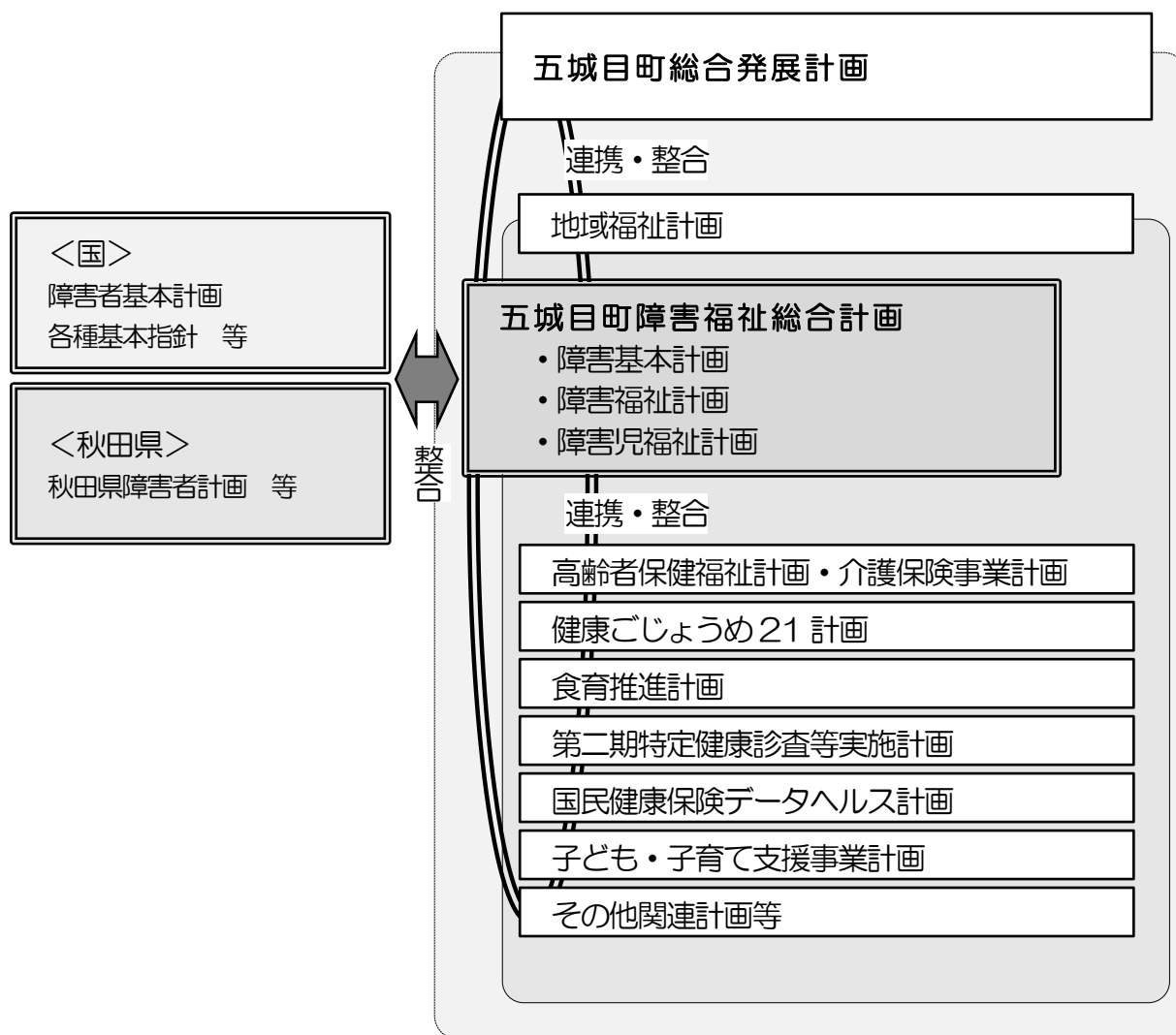
第6期障害福祉計画と第2期障害児福祉計画については、サービスの実施計画であり、サービスの利用状況やニーズの変化に応じて柔軟に見直しをしていく必要があることから、令和3年度から令和5年度までの3年間として計画とします。

また、毎年度、計画の進捗確認を行うとともに、計画の内容と実際の状況にかい離がある場合は、計画期間中においても適宜計画の見直しを行うものとします。

計画名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害基本計画	前期			後期(改訂版)		
障害福祉計画	第5期			第6期		
障害児福祉計画	第1期			第2期		

(3) 各種計画との関係

計画策定にあたっては、本町の総合発展計画における施策の方向性を踏まえるとともに、国の方針や県の計画、その他関連する諸計画と相互に連携し、整合性に留意するものです。



3 障害者支援を取り巻くこれまでの流れ

○障害者の権利宣言

昭和50年（1975年）国連総会において「障害者の権利宣言」が採択されると、わが国においてもノーマライゼーションの理念が紹介され、地域福祉対策に転換することへの要望が高まりはじめました。しかし、「障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、ともに生きることこそノーマル（あたり前）である」とするノーマライゼーションの思想は、これまでの“社会福祉の対象としての障害のある人”に対する考え方に大きな転換を求めるものであり、当初は権利宣言が広く理解されるまでには至りませんでした。

○国際障害者年

このため、昭和56年（1981年）を国際障害者年（International Year of Disabled Persons：IYDP）とし、「完全参加と平等（full participation and equality）」をテーマにノーマライゼーションの具体化を目指した国際的なキャンペーンが行われました。

○障害者基本法

わが国では、昭和56年の「国際障害者年」を契機として、「国連障害者の十年」の国内行動計画となる「障害者対策に関する長期計画」を平成5年に策定しました。

また同年12月、昭和45年に制定した「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」として大幅改正しました。これにより障害のある人の自立と社会参加の理念を打ち出すとともに、精神障害のある人を医療の対象としての「患者」から、生活面、福祉面の施策の対象である「障害者」としてはじめて位置づけました。

障害のある人の「完全参加と平等」を目指すことが明らかにされたことや法律の対象が身体障害者、知的障害者、精神障害者であることが明記され、さらに難病患者までを含んだ総合的な施策のための障害者基本計画の策定が法的に位置づけられました。

○障害者プラン、新障害者プラン

平成7年には、同法に基づく「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」が策定され、障害者施策の分野ではじめて数値による施策の達成目標を掲げました。

平成14年には「障害者基本計画」が閣議決定され、「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」の理念のもと、障害の有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指して、平成24年度までの障害者施策の基本的方向について明らかにしています。

これにあわせて、平成19年度までの5か年に重点的に取り組む事項を定めた「重点施策実施5か年計画」が策定されました。

○支援費制度

福祉ニーズの増大と多様化に対応するため社会福祉基礎構造改革が進められ、平成 12 年に「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が成立し、障害福祉サービスについても利用者の立場に立った制度を構築するため、平成 15 年 4 月から「支援費制度」が導入されました。

「支援費制度」は、障害のある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を基本として、事業者等との対等な関係に基づき、障害のある人自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みであり、サービスの利用者数は飛躍的に増加し、サービス量の拡充が図られました。

○障害者自立支援法

支援費制度のもとサービスの拡充が図られてきた一方で、ホームヘルプサービス等の実施や相談支援体制の整備については、地域による格差、精神障害のある人に対するサービスが不十分といった課題があり、その他にも入所施設から地域への移行、就労支援等の新たな課題への対応等が求められていました。

こうした状況に対応して、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができることを目指し、平成 17 年 10 月に「障害者自立支援法」が成立し、平成 18 年 4 月（一部は 10 月）から施行されました。

福祉施設や事業体系の抜本的な見直しとあわせて、サービス体系全般の見直しが行われ、必要な障害福祉サービスや相談支援等が、地域において計画的に提供されるように、各種事業を推進していくことになりました。

○発達障害者支援法

平成 17 年には、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥／多動性障害などの発達障害のある人の支援体制を定めた「発達障害者支援法」が施行されました。（平成 28 年改正）

○障害者の権利に関する条約

平成 18 年 6 月に障害者権利条約が採択される前から、国連総会では、障害者の人権を促進及び保護すべく、障害者の権利に関する宣言を採択するなど、様々な取り組みが行われていました。その後、国際社会において法的拘束力を有する新たな文書を作成する必要性が強く認識されるようになり、平成 14 年から計 8 回にわたり開催されたアドホック委員会を経て、平成 18 年 12 月 13 日、障害者権利条約が国連総会で採択され、平成 20 年 5 月 3 日、効力発生の要件が整い発効しました。

障害者権利条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めており、障害者に関する初の国際条約にあたります。その主な内容は次のとおりです。

- ・一般原則（障害者の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等）
- ・一般的義務（合理的配慮の実施を怠ることを含め、障害に基づくいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進すること等）
- ・障害者の権利実現のための措置（身体的自由、拷問の禁止、表現の自由等の自由権的権利及び教育、労働等の社会権的権利について締約国がとるべき措置等を規定）
- ・条約の実施のための仕組み（条約の実施及び監視のための国内の枠組みの設置、障害者権利委員会における各締約国からの報告の検討）

○障害者基本法の改正

平成 18 年に国連において採択された「障害者の権利に関する条約」の締結（日本政府は平成 19 年に署名）に向けた国内法の整備とあわせて、障害者に係る制度の集中的な改革を行う一環として、平成 23 年 8 月に「障害者基本法」の一部が改正されました。これにより、すべての国民が障害の有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念が明示され、障害者の定義の見直し（「個人の機能障害に原因があるもの」とする「医学モデル」から「『障害』（機能障害）及び『社会的障壁』（日常生活や社会生活を営む上で障壁となる事物、制度、慣行、観念等）により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とする「社会モデル」に転換し、加えて社会的障壁の除去を必要とする障害のある人に対し、必要かつ合理的な配慮がなされなければならないと規定されました）や、基本施策として“療育”や“消費者保護”、“司法手続における配慮”などが新設されました。

○障害者総合支援法

平成 24 年 6 月に「障害者自立支援法」は名称を「障害者総合支援法」に改められました。

○障害者虐待防止法、障害者差別解消法の成立

平成 24 年 10 月には障害のある人の権利利益の擁護を目的とする「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行され、平成 25 年 6 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立するなど障害のあるなしに関わらず、お互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められています。

○障害者総合支援法及び児童福祉法の改正

平成 28 年 5 月に「障害者総合支援法」等のさらなる改正が行われ、障害のある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や障害のある高齢者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことなどが示されました。

これにともない、地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設、就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設、重度訪問介護の訪問先の拡大など新たなサービスの創設や既存サービスの強化が図られることとなりました。

また、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応を図るため、市町村には「障害児福祉計画」の策定が求められ、居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設、保育所等訪問支援の支援対象の拡大、医療的ケアを要する障害児に対する支援、補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）などのサービスの新設や強化が行われることとなりました。

○基本指針の見直しについて

市町村・都道府県の障害福祉計画は、第 4 期計画の計画期間が平成 29 年度末までであること、また、児童福祉法の改正により、都道府県・市町村において障害児福祉計画を定めるものとされたことから、平成 30 年度を初年度とする第 5 期計画の作成に係る基本指針の見直しについて、平成 29 年 1 月 6 日に開催された障害者部会において、見直しの方向性について、了承されました。また、第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画策定のための基本指針の見直しが行われ、令和 2 年 5 月に一部改正が行われております。

4 これからの障害者施策の方向性

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和2年5月改正）において、これからの障害者施策の方向性が示されています。

本町においても、この基本指針の考え方を踏まえて本町における令和3年度から令和5年度までの障害者施策を推進していくこととします。

基本指針の主なポイント

〇目指すところ

すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与する。（障害者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末の目標を設定）

共生社会の実現

〇基本理念

1. 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
2. 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
3. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
⇒入所等から地域生活への移行について、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるようなサービス提供体制を確保
⇒精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（あらゆる人が共生できる包摂的：インクルーシブな社会の実現に向けた取り組みの推進）
4. 地域共生社会の実現に向けた取り組み
⇒地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築
 - 多機関協働の中核の機能及び継続的な伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
 - 就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
 - 交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加する場や居場所の確保の機能を備えた支援
5. 障害児の健やかな育成のための発達支援
 - 市町村においては、障害児通所支援と障害児相談を、都道府県においては、障害児入所支援を実施し、都道府県の適切な支援を通じて障害児支援の均てん化を図る
 - 障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関の連携を図り、切れ目のない一貫した支援体制を構築する
 - 障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無に関わらず、すべての児童がともに成長できるように地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する
6. 障害福祉人材の確保
⇒研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組む
7. 障害者の社会参加を支える取組

⇒障害者が文化芸術を享受干渉し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進
⇒視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進

○障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

1. 全国どこでも必要とされる訪問系サービスを保障
⇒障害者等の地域における生活の維持・継続を図る
2. 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
⇒障害者等の地域における生活の維持・継続を図る
3. グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
 - グループホームや障害者支援施設に、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、自立訓練事業等の機能を付加した地域生活支援拠点を整備
⇒入所等から地域生活への移行を促進
4. 福祉施設から一般就労への移行等の推進
5. 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実
6. 依存症対策の推進
⇒アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進

○相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

1. 相談支援体制の構築
 - サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援
 - 個別事例における専門的な指導や助言
 - 特定相談支援事業所の充実のため、利用者及び地域の障害福祉サービスや地域相談支援等の社会的基盤の整備の実情の把握
⇒相談支援の中核機関である基幹相談支援センターの設置（市町村ごと）
⇒相談支援に関して指導的役割を担う人材を計画的に確保
⇒相談支援体制について検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討の実施
2. 地域生活への移行や地域定着支援のための支援体制の確保
 - 障害者支援施設等、児童福祉施設、療養介護を行う病院、精神科病院等に入所・入院している障害者等の数を把握し、計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保を図る
 - 地域の障害者がそのまま地域で生活できるように、自立生活援助、地域定着支援のサービスの提供体制の充実を図る
3. 発達障害者等に対する支援
 - 都道府県及び指定都市においては、発達障害者支援センターの複数設置、発達障害者地域支援マネージャーの配置等を進める
 - ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制の確保に努める
 - 発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等の確保に努める
4. 協議会の設置等
 - 市町村は、関係機関、関係団体、障害者等及びその家族、障害者等の福祉、医療、教育、雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者で構成される協議会の設置に努める

○障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携し、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図る

1. 地域支援体制の構築

- 地域における中核的な支援施設である児童発達支援センターを設置し(市町村ごと※圏域での設置も可)、障害児通所支援事業所と連携して、重層的な体制整備を図る。併せて、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進する
- 障害児入所施設に関して、ケア単位の小規模化の推進及び地域に開かれたものとする必要がある。入所児童の18歳以降の支援の在り方についても必要な協議が行われる体制整備を図る。
- 市町村における障害児通所支援と都道府県における障害児入所支援を障害児支援の両輪として、相互に連携しながら推進する

2. 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

- 保育所、認定こども園、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)等の子育て支援施策との緊密な連携を図る
- 障害児の早期発見及び支援、健全な育成を進めるため、母子保健福祉や小児慢性特定疾病施策との連携を図る
- 就学時、卒業時に支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障害児通所支援事業者等が緊密に連携し、教育委員会との連携体制の確保を図る
- 障害児通所支援の実施に当たって、学校の空き教室の活用等の実施形態を検討する。

3. 地域社会への参加・包容の推進

- 「保育所等訪問事業」を活用し、障害児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるように体制を構築

⇒障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進を図る

4. 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

(1)重症心身障害児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実

- 医療的ケア児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるように、保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、保育所、学校等の関係者による協議の場を設置し、協働による総合的な支援体制を構築する

⇒重症心身障害児や医療的ケア児の人数やニーズを把握し、支援体制の現状を把握

⇒短期入所の実施体制の確保のため、家庭的環境等を踏まえた支援や家族のニーズを把握し、短期入所の役割やあり方について検討

⇒医療的ケア児の支援に向けた協議の場の設置

- 関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員の配置を促進する
- コーディネーターは、入院中からの退院支援、個々の発達段階に応じた発達支援等医療的ケア児とその家族が抱える問題解決に向けた個別支援等の役割を担う

⇒相談支援専門員の配置(圏域での設置可)

(2)強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実

(3)虐待を受けた障害児等に対する支援体制の整備

5. 障害児相談支援体制の確保

- 障害の疑いのある段階から、障害児本人や家族に対する継続的な相談支援を実施
- 障害児相談支援が関係機関をつなぐ中心的な役割を担う

⇒質の確保と向上、相談支援の提供体制の確保

5 計画の対象者

本計画は、障害者基本法の理念に基づき、保健、医療、福祉、教育等の対人サービスについては身体障害（児）者、知的障害（児）者・精神障害者のほか、難病患者、発達障害、高次脳機能障害等の新たな障害も対象とします。

しかし、ノーマライゼーション社会の実現のためにはすべての市民の理解と協力が必要です。したがって、本計画は全市民を対象としています。

○障害者基本法

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 障害者、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

○障害者総合支援法

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。

「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児及び精神障害者のうち18歳未満である者をいう。

○児童福祉法

第4条 この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいう。

- 2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童または精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）をいう。

○発達障害者支援法

第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

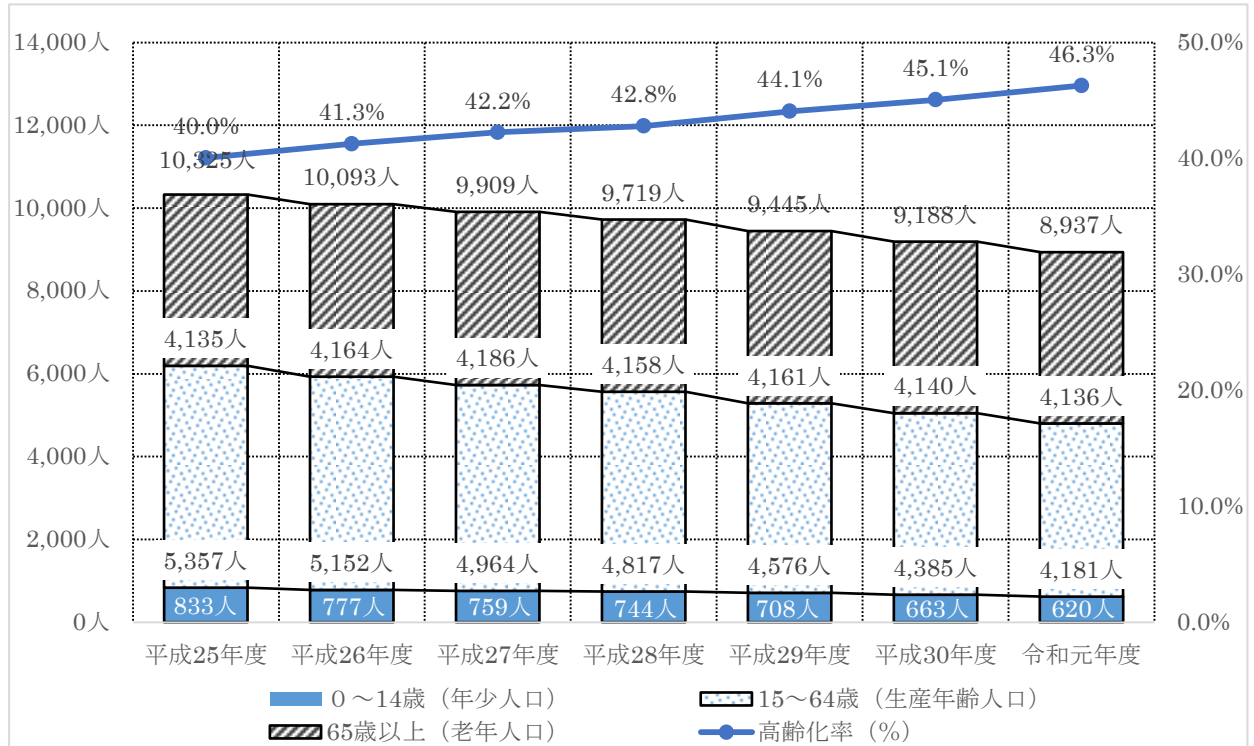
- 2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活または社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは発達障害者のうち18歳未満のものをいう。

第 2 章

障害者を取り巻く現状

1 五城目町の障害のある人を取り巻く状況

(1) 総人口の推移



資料: 健康福祉課、各年度3月31日現在

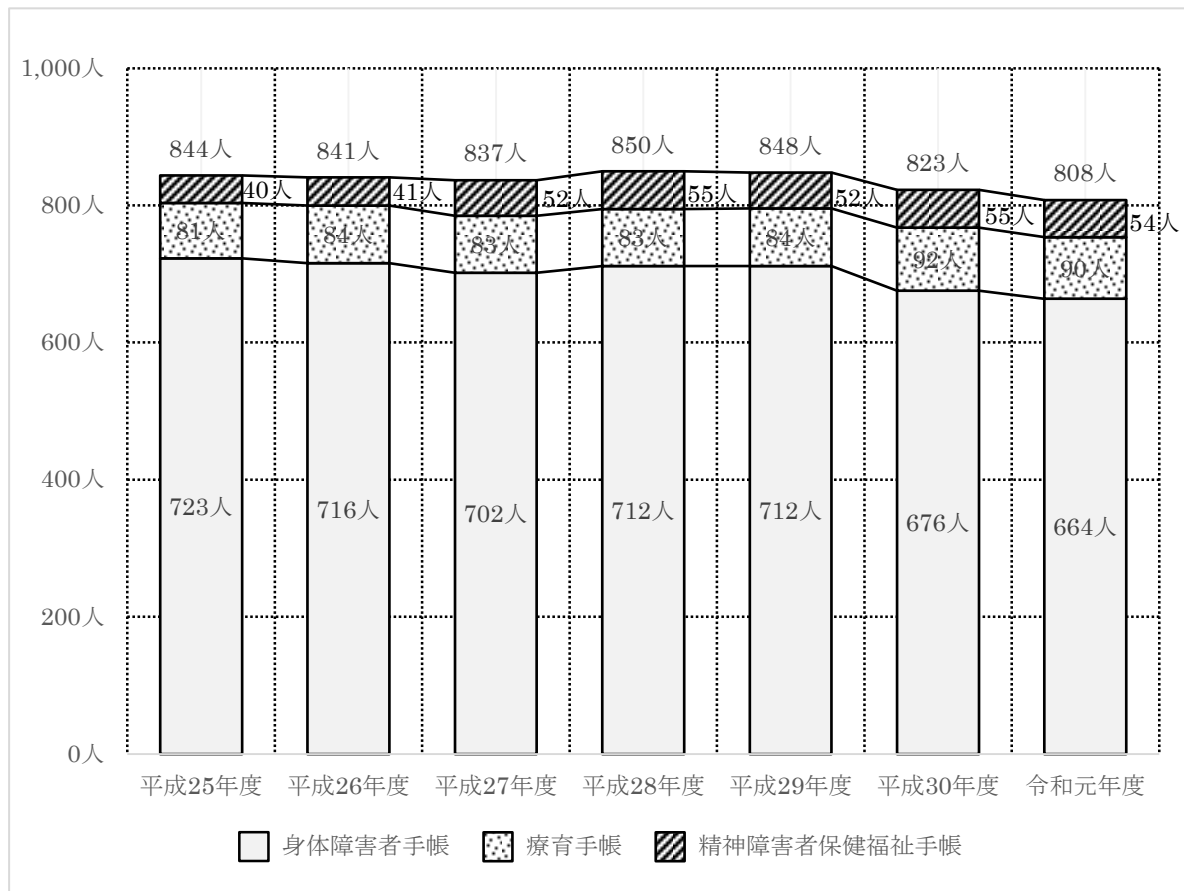
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
0～14 歳 (年少人口)	833 人	777 人	759 人	744 人	708 人	663 人	620 人
15～64 歳 (生産年齢人口)	5,357 人	5,152 人	4,964 人	4,817 人	4,576 人	4,385 人	4,181 人
65 歳以上 (老年人口)	4,135 人	4,164 人	4,186 人	4,158 人	4,161 人	4,140 人	4,136 人
人口合計	10,325 人	10,093 人	9,909 人	9,719 人	9,445 人	9,188 人	8,937 人
高齢化率 (%)	40.0%	41.3%	42.2%	42.8%	44.1%	45.1%	46.3%

町の最重要課題である人口減少に対する歯止めはいろいろな対策は行っているものの、有効な対策がない状況で、3年前に比べて総人口は減少を続け9,000人を割り込み、「0～14歳(年少人口)」と「15～64歳(生産年齢人口)」が大きく減少しているが、「65歳以上(老年人口)」はほぼ横這い状態にある。

高齢化率は平成28年度に42.8%でしたが、以降も上昇し、令和元年度には46.3%となり、人口の約半数が高齢者であり、少子高齢化がますます進んでいる状況である。

(2) 障害者の状況

1) 障害者手帳の所持状況の推移



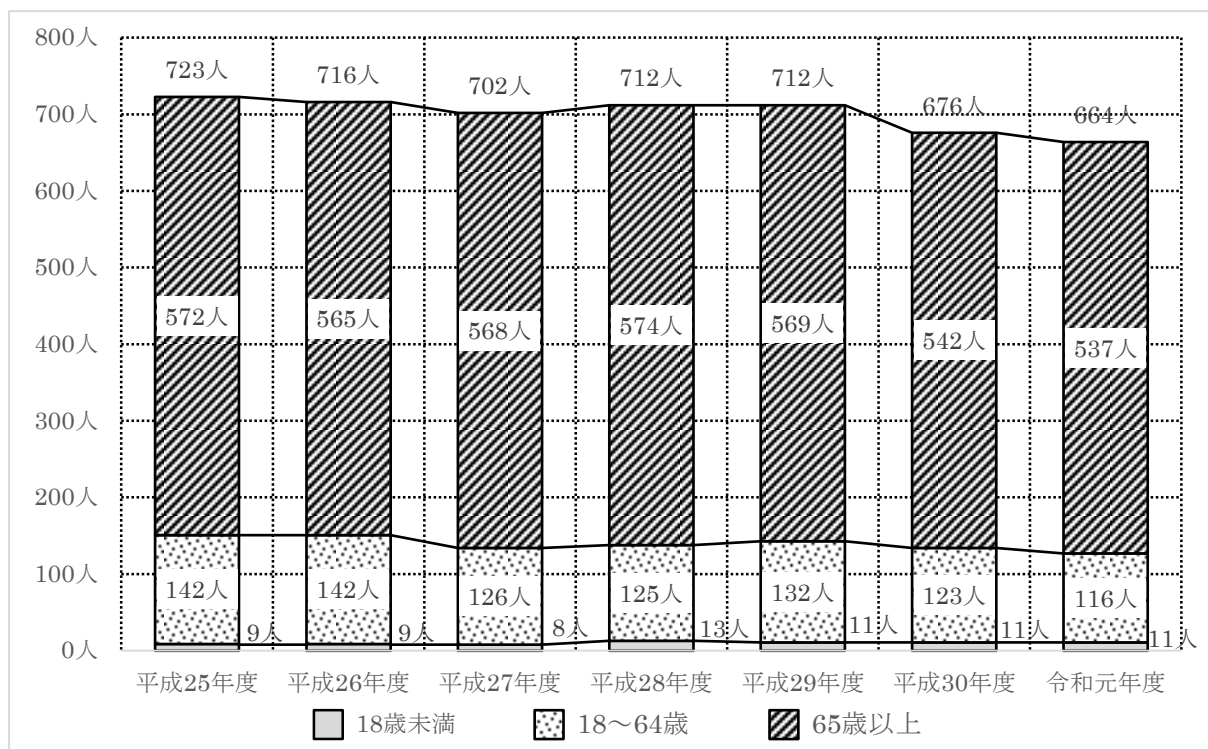
資料:健康福祉課、各年度3月31日現在

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
身体障害者手帳	723 人	716 人	702 人	712 人	712 人	676 人	664 人
療育手帳	81 人	84 人	83 人	83 人	84 人	92 人	90 人
精神障害者保健福祉手帳	40 人	41 人	52 人	55 人	52 人	55 人	54 人
合計	844 人	841 人	837 人	850 人	848 人	823 人	808 人

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数の推移をみると、3年前に比べて療育手帳の所持者数は微増し精神障害者保健福祉手帳の所持者数はほぼ横這いで推移しているが、身体障害者手帳所持者は712人から664人と総人口の減少に比例して減少している状況である。

2) 身体障害者の状況

身体障害者手帳所持者の年代別推移



資料: 健康福祉課、各年度3月31日現在

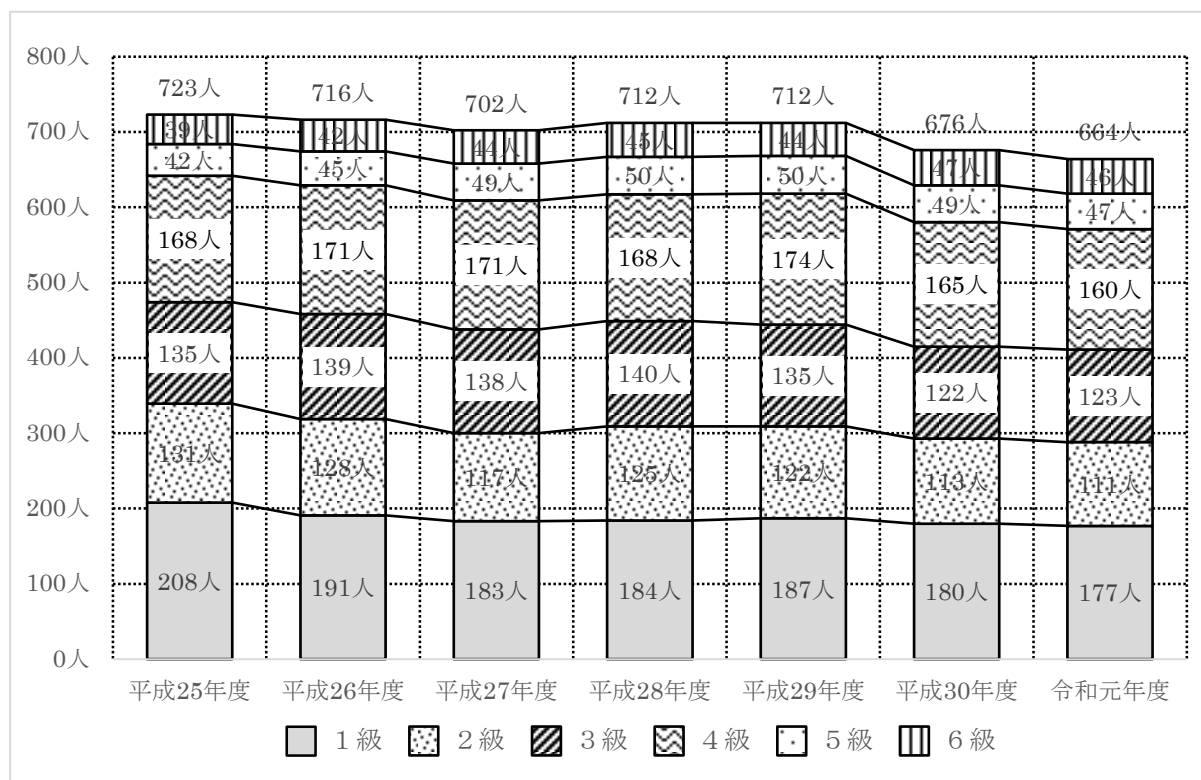
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
18 歳未満	9 人	9 人	8 人	13 人	11 人	11 人	11 人
18～64 歳	142 人	142 人	126 人	125 人	132 人	123 人	116 人
65 歳以上	572 人	565 人	568 人	574 人	569 人	542 人	537 人
合計	723 人	716 人	702 人	712 人	712 人	676 人	664 人

身体障害者手帳所持者は平成30年度から減少傾向にあります。

3年前に比べ年代別にみると、「18 歳未満」はほぼ横言い、「18～64 歳」は減少傾向にあり、「65 歳以上」については570 人前後から540 人前後に減少しております。

身体障害者手帳所持者の特徴としては、各年度とも身体障害者手帳所持者の中では「65 歳以上」が多数を占めている状況に変わりはないということです。

身体障害者手帳所持者の等級別推移

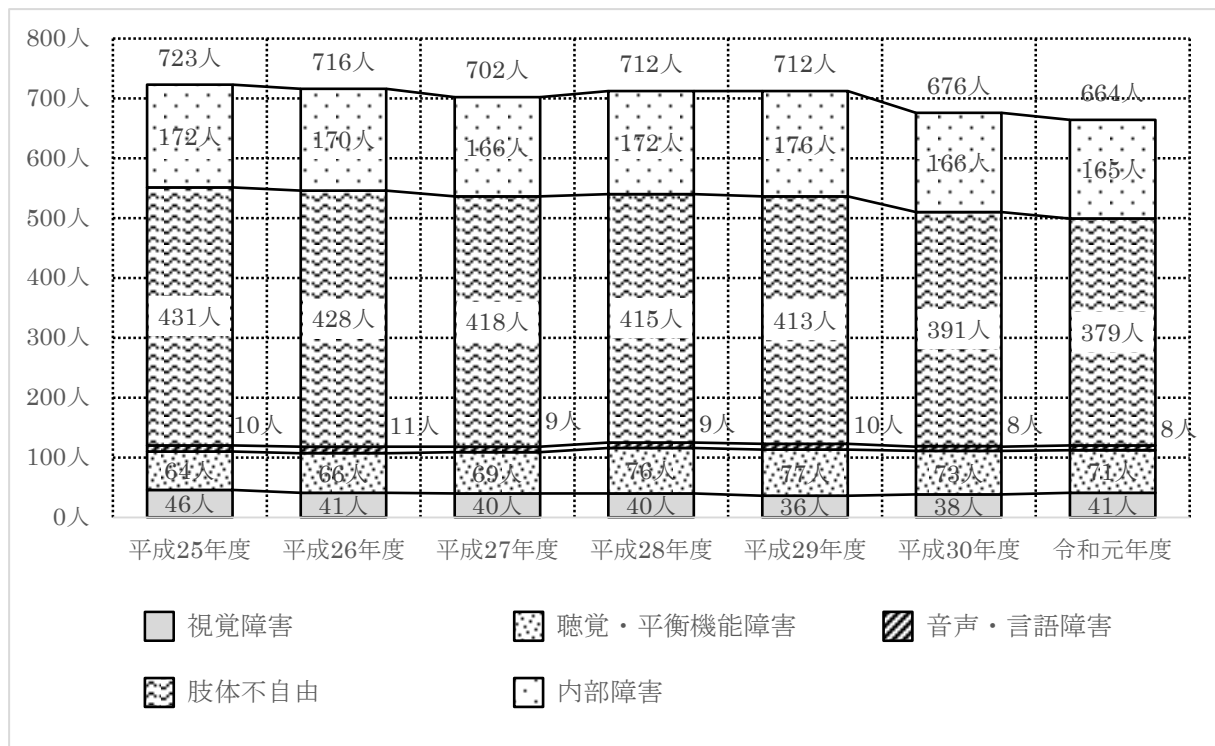


資料:健康福祉課、各年度3月31日現在

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1 級	208 人	191 人	183 人	184 人	187 人	180 人	177 人
2 級	131 人	128 人	117 人	125 人	122 人	113 人	111 人
3 級	135 人	139 人	138 人	140 人	135 人	122 人	123 人
4 級	168 人	171 人	171 人	168 人	174 人	165 人	160 人
5 級	42 人	45 人	49 人	50 人	50 人	49 人	47 人
6 級	39 人	42 人	44 人	45 人	44 人	47 人	46 人
合計	723 人	716 人	702 人	712 人	712 人	676 人	664 人

等級別の人数の推移をみると、3年前に比べて「5級」と「6級」はほぼ横這いに推移しているが、「1級」から「4級」において減少が見られ、特に「2級」と「3級」の減少が10人を超える状況となっている。

身体障害者手帳所持者の障害種別推移



資料: 健康福祉課、各年度3月31日現在

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
視覚障害	46 人	41 人	40 人	40 人	36 人	38 人	41 人
聴覚・平衡機能障害	64 人	66 人	69 人	76 人	77 人	73 人	71 人
音声・言語障害	10 人	11 人	9 人	9 人	10 人	8 人	8 人
肢体不自由	431 人	428 人	418 人	415 人	413 人	391 人	379 人
内部障害	172 人	170 人	166 人	172 人	176 人	166 人	165 人
合計	723 人	716 人	702 人	712 人	712 人	676 人	664 人

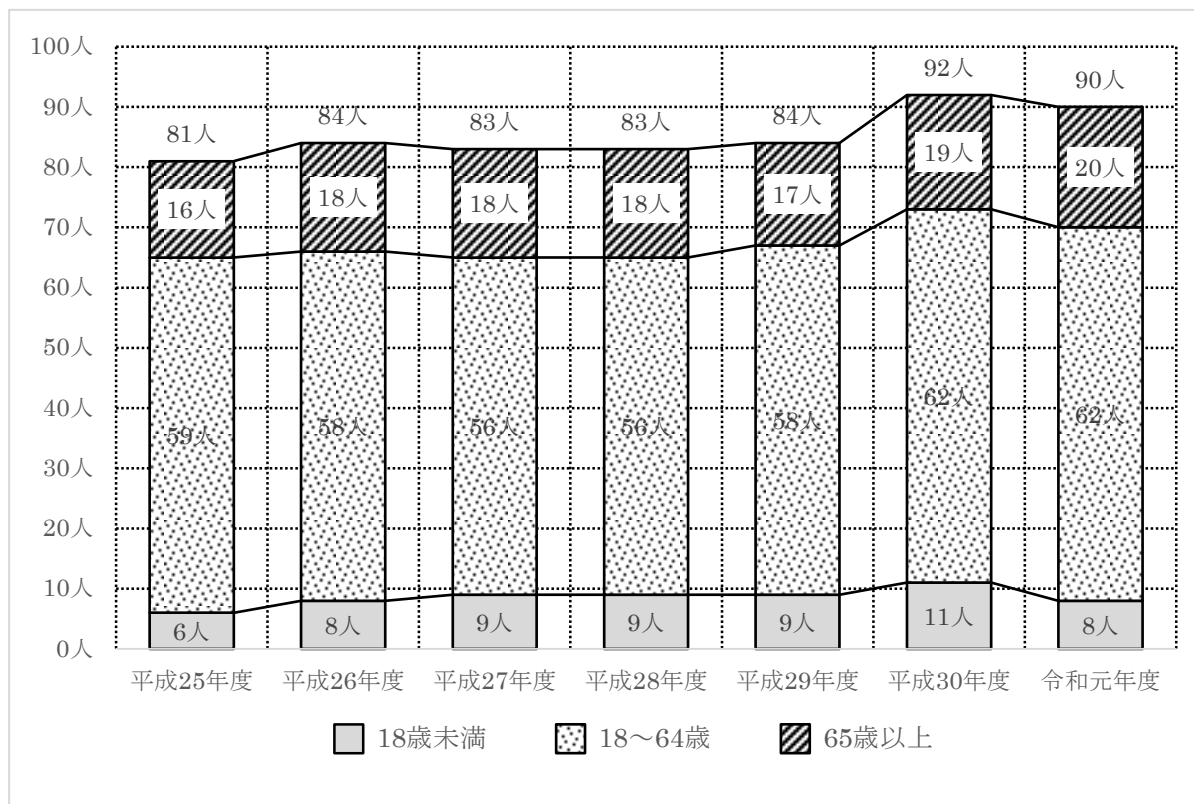
身体障害者手帳所持者の障害種別をみると、「肢体不自由」が多くなっていますが、3年前に比べると人数は大きく減少傾向にあります。

ついで「内部障害」が多数を占め、人数は170人前後ですが減少傾向にあります。

「視覚障害」は40人前後で、「音声・言語障害」は10人前後で、人数に大きな変化はありませんが、「聴覚・平衡機能障害」については増加傾向から減少傾向に変化しています。

3) 知的障害者の状況

療育手帳所持者の年代別推移



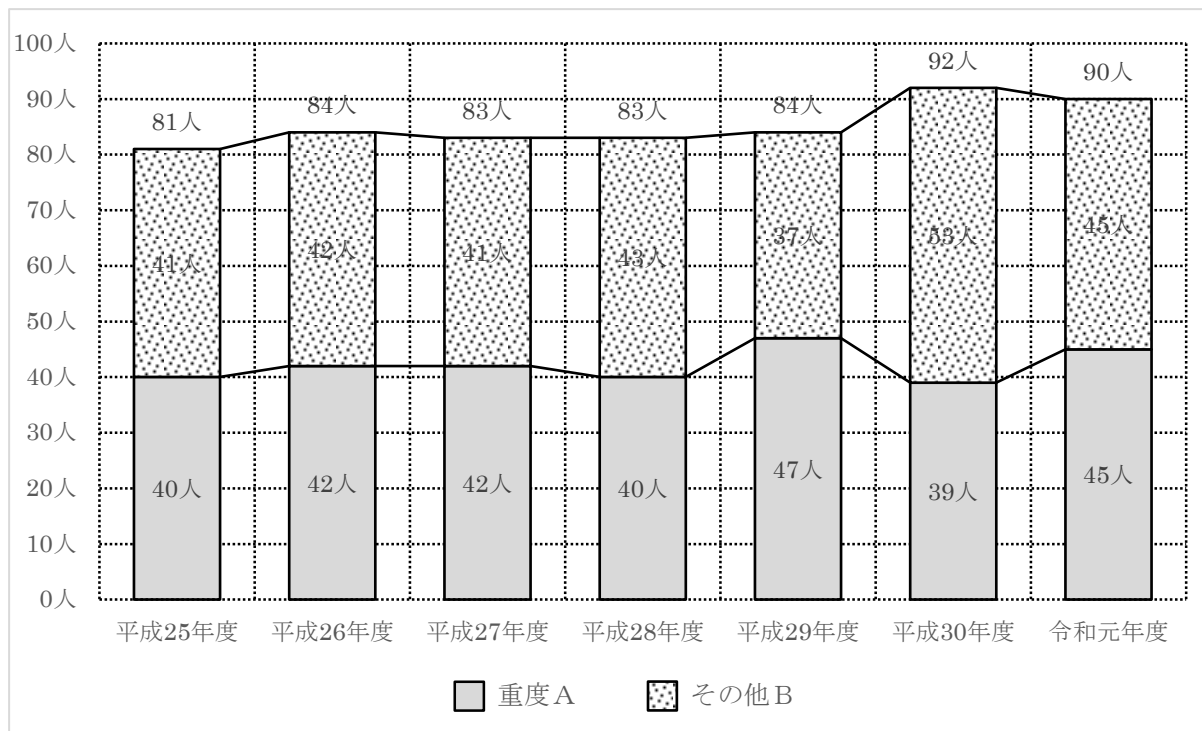
資料: 健康福祉課、各年度3月31日現在

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
18 歳未満	6 人	8 人	9 人	9 人	9 人	11 人	8 人
18～64 歳	59 人	58 人	56 人	56 人	58 人	62 人	62 人
65 歳以上	16 人	18 人	18 人	18 人	17 人	19 人	20 人
合計	81 人	84 人	83 人	83 人	84 人	92 人	90 人

療育手帳所持者数は3年前に比べて83人から90人と増加傾向にあります。

年代別に見ると療育手帳所持者数の割合が高い「18～64 歳」の人が増加している状況であります。

療育手帳所持者の等級別推移



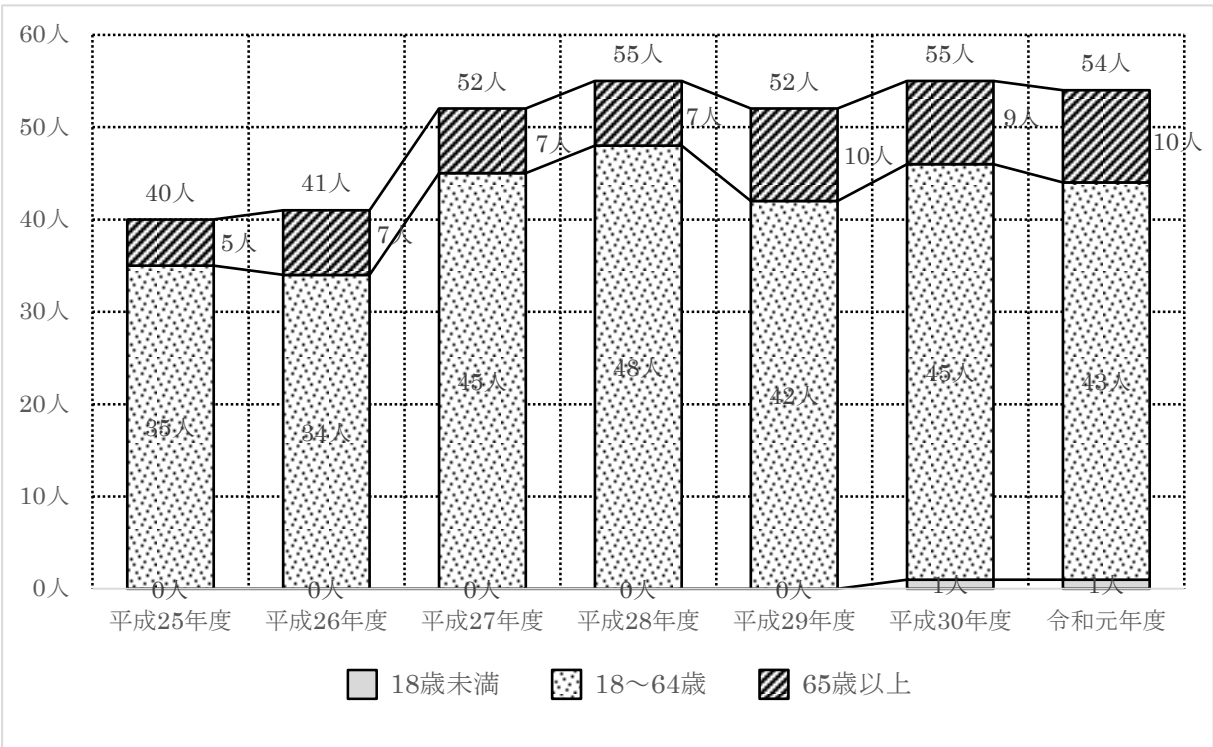
資料:健康福祉課、各年度3月31日現在

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
重度A	40 人	42 人	42 人	40 人	47 人	39 人	45 人
その他B	41 人	42 人	41 人	43 人	37 人	53 人	45 人
合計	81 人	84 人	83 人	83 人	84 人	92 人	90 人

等級別の推移をみると、各年度、「重度A」と「その他B」はほぼ同数となっており、3年前に比べると多少増加傾向にあります。

4) 精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者の年代別推移

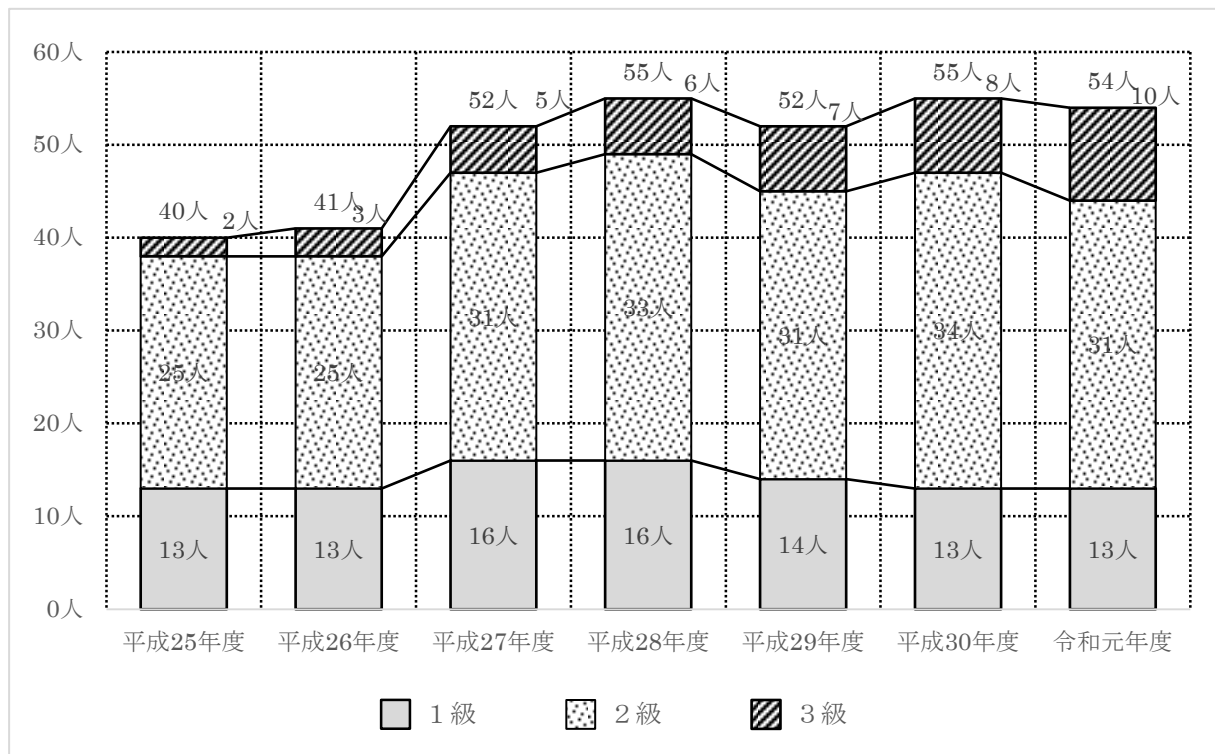


資料:健康福祉課、各年度3月31日現在

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
18 歳未満	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人
18～64 歳	35 人	34 人	45 人	48 人	42 人	45 人	43 人
65 歳以上	5 人	7 人	7 人	7 人	10 人	9 人	10 人
合計	40 人	41 人	52 人	55 人	52 人	55 人	54 人

精神障害者保健福祉手帳所持者数は3年前に比べるとほぼ横這い状態であります。年代別にみると、平成30年度から「18歳未満」に1人該当者がおりますが、引き続き大半を「18～64歳」が占めています。

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別推移



資料:健康福祉課、各年度3月31日現在

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1 級	13 人	13 人	16 人	16 人	14 人	13 人	13 人
2 級	25 人	25 人	31 人	33 人	31 人	34 人	31 人
3 級	2 人	3 人	5 人	6 人	7 人	8 人	10 人
合計	40 人	41 人	52 人	55 人	52 人	55 人	54 人

資料:健康福祉課、各年度3月31日現在

等級別の推移をみると、3年前に比べるとほぼ横這い状態であり、「3級」は令和元年度には平成25年度の5倍に増加していますが、ここ3年は緩やかな増加となっております。人数としては「2級」がもっとも多くなっています。

自立支援医療受給者数の推移

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
自立支援医療 (精神通院)	61	71	87	94	101	101	104
自立支援医療 (更生医療)	4	4	6	5	6	8	9
合計	65	75	93	99	107	109	113

資料：健康福祉課、各年度3月31日現在

自立支援医療については、3年前に比べて精神通院、更生医療とも増加しており、精神医療の受給者数は平成29年度から100人を超える人数となっております。

更生医療の受給者数は平成25年度に4人であったのが令和元年度には9名と倍増しております。

(3) 障害支援区分の認定状況

障害支援区分別の認定者数の推移

(H:平成、R:令和)		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元
身体障害者	区分1	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	区分2	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	区分3	2人	2人	0人	0人	0人	0人	0人	1人
	区分4	1人	0人	0人	0人	2人	1人	3人	2人
	区分5	2人	0人	2人	6人	4人	1人	2人	1人
	区分6	7人	5人	2人	7人	6人	0人	3人	3人
	小計	12人	7人	4人	13人	12人	2人	8人	7人
知的障害者	区分1	0人	0人	0人	0人	2人	1人	2人	2人
	区分2	0人	0人	0人	0人	1人	1人	2人	3人
	区分3	0人	1人	2人	9人	13人	1人	5人	7人
	区分4	0人	0人	1人	9人	12人	2人	6人	8人
	区分5	2人	2人	0人	1人	9人	2人	3人	11人
	区分6	0人	0人	2人	10人	9人	4人	3人	4人
	小計	2人	3人	5人	29人	46人	11人	21人	35人
精神障害者	区分1	0人	0人	0人	0人	1人	0人	3人	1人
	区分2	1人	4人	1人	1人	2人	0人	2人	1人
	区分3	0人	0人	0人	0人	2人	0人	1人	5人
	区分4	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	区分5	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	区分6	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	1人
	小計	1人	4人	1人	1人	5人	0人	7人	8人
難病等の患者	区分1	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	区分2	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	区分3	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	区分4	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	区分5	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	区分6	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	小計	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
合計		15人	14人	10人	43人	63人	13人	36人	50人

資料:健康福祉課、各年度3月31日現在

障害支援区分認定者の区分別の内訳

(H:平成、R:令和)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元
区分1	0人	0人	0人	0人	3人	1人	5人	3人
区分2	1人	4人	1人	1人	3人	1人	4人	4人
区分3	2人	3人	2人	9人	15人	1人	6人	13人
区分4	1人	0人	1人	9人	14人	3人	9人	10人
区分5	4人	2人	2人	7人	13人	3人	5人	12人
区分6	7人	5人	4人	17人	15人	4人	7人	8人
合計	15人	14人	10人	43人	63人	13人	36人	50人

資料：健康福祉課、各年度3月31日現在

障害支援区分認定者の障害種別の内訳

(H:平成、R:令和)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元
身体障害者	12人	7人	4人	13人	12人	2人	8人	7人
知的障害者	2人	3人	5人	29人	46人	11人	22人	35人
精神障害者	1人	4人	1人	1人	5人	0人	7人	8人
難病等の患者	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
合計	15人	14人	10人	43人	63人	13人	37人	50人

資料：健康福祉課、各年度3月31日現在

障害支援区分の認定状況をみると、知的障害の認定者数が平成29年から急増しており、区分1から区分6までそれぞれ毎年認定されている状況であります。

他の障害支援区分別の内訳をみると、身体障害者は区分4～6の認定が多いのに、精神障害者は区分1～3の認定が多くなっているのが特徴である。

(4) 各種福祉手当の支給状況

特別障害者手当の支給状況

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
特別障害者手当	10 人	8 人	9 人	9 人	8 人	9 人	10 人

資料:健康福祉課、各年度3月31日現在

障害児福祉手当の支給状況

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
障害児福祉手当	8 人	8 人	6 人	5 人	4 人	3 人	3 人

資料:健康福祉課、各年度3月31日現在

在宅重度障害者福祉手当の支給状況

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
在宅重度知的障害者福祉手当	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
ねたきり身体障害者福祉手当	8 人	8 人	6 人	5 人	1 人	1 人	1 人

資料:健康福祉課、各年度3月31日現在

3年前に比べ「特別障害者手当」はほぼ横這いで推移しており、「障害児福祉手当」はやや減少傾向が見受けられ、「ねたきり身体障害者福祉手当」は平成29年度より1人に減少しております。

また、平成25年度以降、「在宅重度知的障害者福祉手当」の支給実績はありません。

(5) 障害児の就学等の状況

こども園の状況

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
障害児の受け入れこども園数	1 園	1 園	1 園	1 園	1 園	1 園	1 園
在籍している所が障害児数	2 人	4 人	7 人	10 人	3 人	6 人	7 人

資料:健康福祉課、各年度3月31日現在

こども園に在籍している障害児数は在籍年度により変動しています。

特別支援学級の状況

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
特別支援学級設置校数	小学校	1 校	1 校	1 校	1 校	1 校	1 校
	中学校	1 校	1 校	1 校	1 校	1 校	1 校
在籍している障害児数	小学校	4 人	4 人	4 人	5 人	5 人	7 人
	中学校	5 人	9 人	8 人	7 人	3 人	5 人

資料:健康福祉課、各年度3月31日現在

特別支援学級の設置状況に変化はなく、在籍している障害児数は3年前に比べて小学校の障害児数が増加し中学校の障害児数が減少しています。

特別支援学校の状況

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
在籍している障害児数	小学部	3 人	3 人	2 人	1 人	1 人	1 人
	中学部	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人	0 人
	高等部	1 人	1 人	0 人	0 人	3 人	4 人

資料:健康福祉課、各年度3月31日現在

特別支援学校に在籍している障害児数は3年前に比べて高等部の障害児数が増加しています。

2 障害のある方々のニーズの把握

(1) 生活したい場所

順位	生活したい場所	割合
1位	家族と一緒に生活したい	50.1%
2位	一般の住宅でひとり暮らしをしたい	8.6%
3位	入所施設を利用したい	6.2%
4位	グループホームなどを利用したい	3.7%
5位	病院に入院したい	1.3%

施設に入所したいと思っている方は、約1割の方で、「家族と一緒に生活したい」と思っている方が約5割、「一人暮らしをしたい」を合わせると約6割の方が地域生活を継続したいニーズを持っています。

(2) 地域生活に必要な支援

順位	地域生活に必要な支援	割合
1位	経済的な負担の軽減	62.0%
2位	必要な在宅サービスが適切に利用できること	43.6%

地域生活に必要な支援として、必要な在宅サービスが適切に利用できることがあげられており、適切な在宅サービスの把握・提供に努める必要があります。

(3) 生活において困っていること

順位	生活で困っていること	割合
1位	十分な収入が得られない	24.6%
2位	外出する機会や場所が限られる	22.9%
3位	就ける職業が限られる	15.1%
4位	働けない（就労できない）	12.3%
5位	人とのコミュニケーションがうまくとれない	11.2%
6位	生きがいがない	10.1%
7位	必要な情報が得にくい	9.5%
8位	障害が原因で特別な目で見られたり、差別を受けたりする	8.4%

9位	自分の希望にあった福祉サービスがない	7. 3%
10位	身の回りの世話や介助をしてくれる人がいない	6. 7%

「外出する機会や場所が限られる」が22. 9%と上位にあり、「収入が得られない」を含め就労に対する意欲が、1位、3位及び4位と上位を占めており、就労支援のニーズが高くなっている。

(4) 就労支援に望むこと

順位	就労支援に望むこと	割合
1位	職場の障害者理解	36. 3%
2位	通勤手段の確保	31. 3%
3位	短時間勤務や勤務日数等の配慮	30. 2%
4位	職場で介助や援助等が受けられること	17. 3%
5位	就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	16. 8%
6位	仕事についての職場外での相談対応、支援	15. 6%
7位	在宅勤務の拡充	15. 1%
8位	勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	14. 0%
9位	企業ニーズに合った就労訓練	10. 1%

具体的な就労の内容に対する要望より、職場の理解、交通手段の確保及び勤務時間や勤務日数に対する要望が高く、障ある。害者個々の条件に見合った就労環境の提供に配慮する必要がある。企業ニーズに合った就労訓練が10. 1%と最も低くなっており、企業ニーズを満たすための雇用は困難と考えられる。

(5) 障害福祉サービスに関して困っていること

順位	障害福祉サービスで困っていること	割合
1位	制度のしくみがわからない	36. 3%
2位	どのサービス提供事業者を選んだらよいかわからない	10. 6%
3位	サービス利用などについて相談相手がいらない	8. 4%
4位	新しい用語がわからない	7. 8%
5位	サービスの利用の手続きがめんどろ	5. 0%
6位	サービス提供事業者が少なく、選べない	3. 4%
6位	サービス利用の経済的負担が重くなった	3. 4%

8位	事業者との契約がむずかしい	2. 8%
9位	これまで受けていたサービスが同じように受けられなくなった	1. 7%

制度のしくみ、提供事業者、新しい用語がわからないなどの回答が多く、引き続き障害福祉サービスのきめ細かな情報提供が必要である。個々のサービスで特に困っているとくになかった。

(6) 相談に関する要望

順位	相談に関すること	割合
1位	どこで、どんな相談ができるかわかりやすくしてほしい	31. 8%
2位	身近なところで相談できるようにしてほしい	16. 2%
3位	障害のある人が集い、情報交換等ができる場がほしい	15. 1%
4位	専門家による相談をもっと実施してほしい	14. 0%
5位	電話でおこなえるようにしてほしい	11. 7%
6位	夜間や日曜にも行ってほしい	8. 4%
7位	家庭訪問を行ってほしい	6. 1%

相談に関しては、どこで、どんな相談ができるかわかりやすくしてほしいが31. 8%であり、引き続き相談に関するきめ細かな情報提供が必要である。

(7) 暮らしやすさ

暮らしやすさ	割合
暮らしやすい	27. 4%
どちらともいえない	39. 1%
暮らしにくい	25. 7%
無回答	7. 8%

暮らしやすいとどちらともいえないが66. 5%であり、暮らしにくいが25. 7%と4人に1人の方が暮らしにくいとしており、引き続き障害者にとって暮らしやすい社会の構築を図ることが必要である。

(8) 障害者施策への要望

順位	相談に関すること	割合
1位	経済的な援助の充実	30.2%
1位	移動手段、送迎手段の確保	30.2%
3位	保健医療体制の充実	27.9%
4位	障害者の安心の確保	25.1%
4位	障害者のための入所・通所施設の整備	25.1%
6位	相談体制の充実	24.0%
7位	在宅での障害者福祉サービスの充実	23.5%
8位	障害者のための住まいの確保	21.2%
9位	バリアフリー	20.1%
10位	能力に応じた職業訓練の充実	15.6%
11位	地域での活動や余暇活動への参加のための仕組みづくり	15.1%
12位	障害に対する地域の人の理解を深める活動の充実	14.0%
13位	一般企業以外での就労の場の充実	11.7%
14位	療育・保育・教育の質の向上	11.2%
15位	ボランティアの育成	10.6%
16位	財産管理の援助、青年後見制度等の充実	9.5%

町施策への要望は、「経済的援助の充実」と「移動・送迎手段の確保」が多く望まれているほか、「安心の確保」や「相談体制の充実」が求められており、今後もきめ細かな施策の展開が必要であるととも、障害者の相談窓口の充実を図る必要がある。

3 障害に対する理解

前回計画の策定に向けた基礎資料とするため、関係者に対する聞き取り調査を実施しており、地域社会における障害に対する理解についてまとめると次のとおりとなる。

(1) 障害に対する理解の促進

- 1) 地域の人々に障害や障害者のことについて理解してもらうことが重要である。
- 2) 周囲の障害に対する理解自体は以前よりも深まっていると思われる。
- 3) 子どもたちは学校での教育もあり、障害に対する差別意識はないように思う。
- 4) 障害者の家族の方が、障害のことを知られたくないという意識が強いように思われる。

(2) 精神障害に対する理解促進の必要性

- 1) 精神障害者に対する地域の人々の理解が進んでいないように思われる。そのため、精神障害者の家族が精神障害（児）者を外に出したくない。
- 2) 精神障害は外目にはわかりにくく、周囲が理解しにくい。

(3) 現状課題の早期把握、相談対応の充実

- 1) サービス提供施設や支援施設などを利用している障害者は他者との交流機会があり、何かあっても周囲が気づいてあげることができるが、それ以外の障害者は状況を周囲が把握できないため、不安がある。とくに障害者の家族が亡くなり、ひとり暮らしになるようなことがあると不安が大きい。
- 2) ひとり暮らしで地域とのつながりがない人の場合、何か問題があっても対応が遅れてしまうため、日ごろから気にかけて、早い段階で適切な支援へとつなげていけるようにすることが大切だと思われる。

(4) 生活支援の充実

- 1) ひとり暮らしで地域とのつながりがない人の場合、何か問題があっても対応が☆障害者から相談を受けていることとしては、交通手段に関することが大半を占めており、車で送迎等を行う親の負担が大きなものとなっている。

第 3 章

計 画 の 基 本 方 向

1 基本理念

国の「障害者基本計画（第4次）」では、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことが掲げられており、障害者を社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、自らの能力で自己実現できるように支援することと、障害者の社会参加を制約している社会的な障壁を取り除くことを障害者施策の基本方向としているほか、次に掲げる社会の実現にも寄与することが期待されるとしている。

■基本計画を通じて実現を目指すべき社会

- ・「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピックにおいて、成熟社会における我が国の先進的な取組を世界に示し、世界の範となるべく、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる社会
- ・障害者施策が国民の安全や社会経済の進歩につながる社会

「五城目町総合発展計画」では、保健・医療・福祉分野における施策大綱として「元気と安心で幸せを実感できるまちへ」を掲げており、障害福祉に関しては、以下の方向性のもとに各種の施策を展開してきました。

■「五城目町総合発展計画」における障害福祉施策の方向性

障害のある人が家庭や地域で自分らしく、安心して暮らし続けられるよう、生活介護や自立訓練などの支援や地域で自立するための就労支援を促進するとともに、福祉サービスの充実と必要とされる情報の提供や相談体制の整備に努め、障害のある人も隔たりなく、地域全体で支え合い、交流し合う地域社会の実現を目指します。

<障害福祉施策の目指す姿>

障害への理解が進み、障害のある人が必要なサービスを利用しながら、就労や社会参加など、自立へ向けて取り組んでいます。

障害者が地域社会の一員として自立した生活ができるよう、自立支援サービスの定着や充実を図るとともに、地域で関わり合える社会環境づくりを目指します。

■「五城目町総合発展計画」における障害福祉施策における主な取り組み

○障害福祉サービスの充実

障害の種別や程度に応じた多様なニーズに対応するため、居宅介護、重度訪問介護、短期入所等の障害者福祉サービスの充実を図ります。

また、障害者が適切なサービスを利用できるよう制度周知・相談体制の充実を図ります。

○療育体制の充実

障害の早期発見、早期対応をするために、保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携のもと、総合的な療育支援体制の確立を図ります。

○障害者の社会参加の促進

障害者の社会参加の拡充に向けて、情報提供、移動支援、コミュニケーション支援等の充実を図ります。また、関係機関との連携のもと、相談の充実や事業所への障害者の雇用を支援する各種制度の周知・啓発など福祉的就労機会の充実に努めます。

○相互理解の促進

障害を持つ人と持たない人がともに生きる社会環境づくりを目指すノーマライゼーションの理念を実現するために、障害者に対する正しい理解と認識を深める啓発活動や教育の充実を図ります。

◇協働による取り組み（町民・地域・事業者に期待する役割）

- ・ 障害や支援のあり方を理解して、障害者への理解を深めましょう。
- ・ 障害者を見守り、いっしょに地域行事に参加しましょう。
- ・ 障害者の積極的な雇用に努めましょう。

国の基本指針にある地域共生社会の実現と、障害者の社会参加を制約している社会的な障壁を取り除き、障害者が自らの能力を発揮して自己実現できるように支援していくことを基本に、本町の障害福祉施策の方向性である、障害者の自立した生活の支援を地域全体で支えていくまちづくりを踏まえ、本計画における基本理念を以下のとおりに設定します。

<基本理念>

地域でともに支え合いながら、
障害のある人が、安心して暮らすことができ、
個性を生かして活躍できるまちへ

2 基本目標

(1) 基本目標

『地域でともに支え合いながら、障害のある人が、安心して暮らすことができ、個性を生かして活躍できるまちへ』という基本理念のもと、障害者が自らの能力を発揮して社会参加することができるように、あらゆる障壁を取り除いていくためには、本計画について広く理解してもらい、障害者を取り巻くあらゆる場面において、自立や社会参加に向けた支援と、それを制約する障壁を取り除くように努めていかなければなりません。

そこで、本計画においては、以下の基本目標を掲げ、施策の展開を図っていくものとします。

<基本目標>

基本目標1：地域で支え合う体制の構築

基本目標2：自立した生活を送るための支援の充実

基本目標3：生活の場の確保

基本目標4：雇用と就労支援の充実

基本目標5：ともに学び、育つ環境の整備

基本目標6：緊急時・災害時の安全の確保の推進

3 施策体系

基本理念

地域でともに支え合いながら、
障害のある人が、安心して暮らすことができ、
個性を生かして活躍できるまちへ

基本目標

施策の方向

基本目標1
地域で支え合う体制の構築

- ①相談支援
- ②権利擁護の推進

基本目標2
自立した生活を送るための支援の充実

- ①在宅生活の支援
- ②日中活動の支援
- ③移動支援
- ④コミュニケーション支援
- ⑤予防と健康づくりの推進
- ⑥経済的支援

基本目標3
生活の場の確保

- ①施設利用者への支援
- ②住まいの確保

基本目標4
雇用と就労支援の充実

- ①就労支援の総合的な推進

基本目標5
ともに学び、育つ環境の整備

- ①特別支援教育の推進
- ②放課後対策の充実

基本目標6
緊急時・災害時の安全の確保の推進

- ①災害時の要援護者の支援

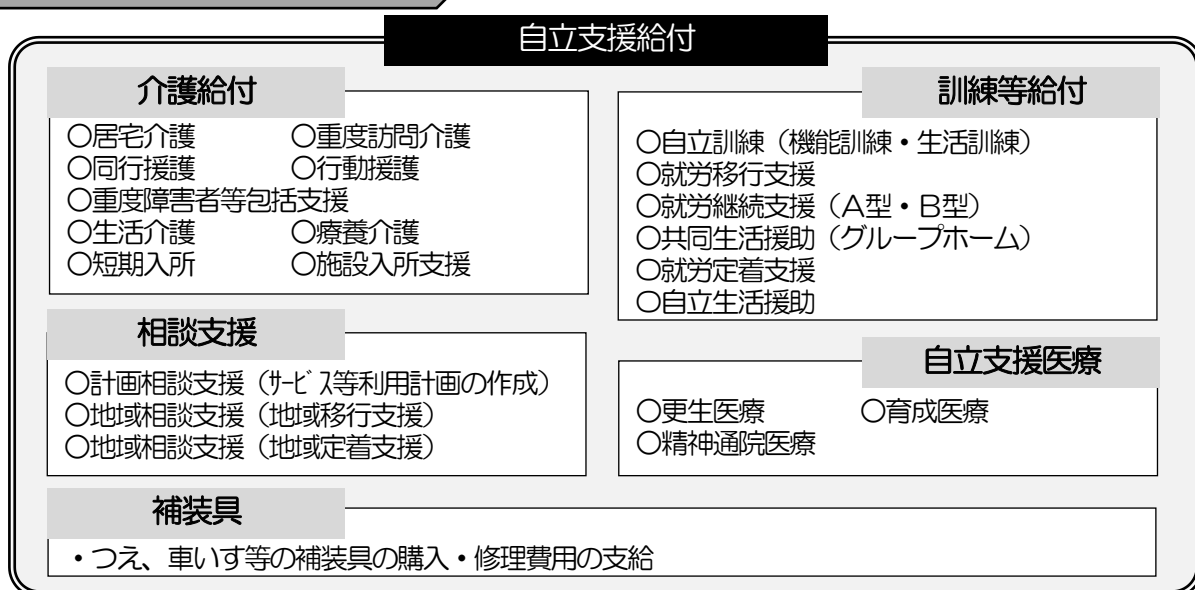
4 障害福祉計画・障害児福祉計画のサービスの体系

障害福祉計画及び障害児福祉計画は障害者総合支援法と児童福祉法に規定されている障害者支援のための諸事業について、着実な事業実施を図るために、事業ごとのサービス提供量やその確保策などについてとりまとめたサービスの需給計画です。

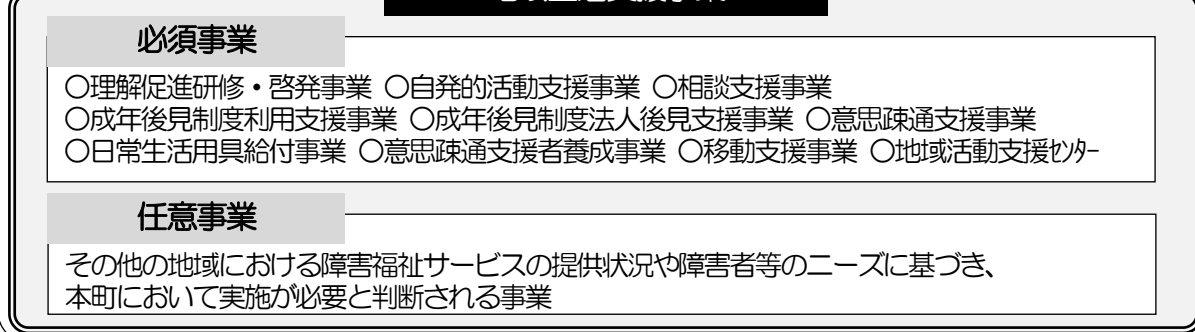
障害福祉計画・障害児福祉計画における事業の体系は以下のとおりとなっており、主に本計画における基本目標の2～4に含まれるサービスとなっています。

障害者総合支援法のサービスは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成され、障害児は、障害者総合支援法と児童福祉法のサービスが対象となります。

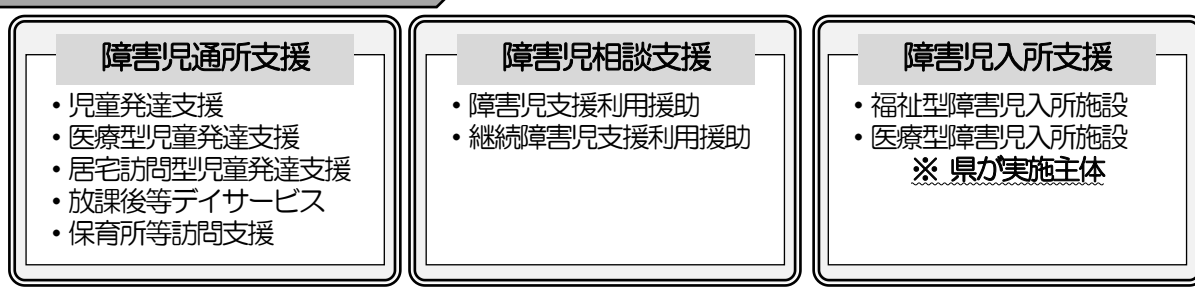
障害者総合支援法のサービス体系



地域生活支援事業



児童福祉法のサービス体系



第 4 章

施策の展開

1 障害福祉の総合的な推進

基本目標 1：地域で支え合う体制の構築

(1) 相談支援

【主な事業】

事業名	事業内容	所管課／関係課
①五城目町相談支援事業	障害のある方からの相談内容に応じてサービスの利用調整や地域生活に関する相談等を受けるとともに、相談支援事業者との連携をとりながらサービスの充実に努めます。相談支援員の確保が課題であり、人員の確保に取り組んでいきます。	健康福祉課
②情報提供の充実	手帳交付時に制度利用にパンフレットの交付を行うとともに各種制度やサービスの説明を行います。ホームページ等での情報提供も求められており、多様な媒体を活用した情報提供の提供に努めます。	健康福祉課
③南秋田郡自立支援協議会	南秋田郡自立支援協議会を中心に、障害のある人や家族の相談に対して、適切な情報提供が行えるよう、相談支援事業者、福祉施設、地域活動支援センター等の関係機関とのネットワーク体制を構築します。	健康福祉課

(2) 権利擁護の推進

【主な事業】

事業名	事業内容	所管課／関係課
①成年後見制度利用支援事業	高齢者や障害者が尊厳ある生活を維持するため、社会福祉協議会やNPO法人などと連携して、成年後見制度の相談・利用支援及び普及・啓発を行います。 また、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部または一部を助成することで、制度利用の促進を図ります。（市町村地域生活支援事業）	健康福祉課
②日常生活自立支援事業	日常生活に不安のある人を対象に、福祉サービスの利用援助、苦情解決制度の利用援助、住宅改造、居住家屋の貸借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等を行います。 具体的には、日常的な生活援助の範囲内での支援として、預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理（日常的金銭管理）、定期的な訪問による生活変化の察知等を行います。	社会福祉協議会

基本目標２：自立した生活を送るための支援の充実

（１）在宅生活の支援

【主な事業】

事業名	事業内容	所管課／関係課
①五城目町障害者自立支援事業	日常生活に必要な「居宅介護」「重度訪問介護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」の各サービスを提供します。制度の定着や地域移行の促進にともなうサービス利用が増加した場合にも対応できるよう、事業者に対し情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。これまでのところ、居宅介護のみの利用となっていますが、今後は重度訪問介護等の利用についても見込み、包括的な支援を進めます。	健康福祉課
②補装具費の支給事業	日常生活や就労のため、身体障害者の失われた身体機能を補完又は代替する用具を給付及び貸出します。	健康福祉課
③五城目町日常生活用具給付等事業	主に身体障害者に対し、自立した日常生活を支援するための用具を給付します。身体障害者等のニーズを勘案し、必要な事業量の確保に努めます。	健康福祉課
④重度身体障害者訪問入浴サービス事業	家庭において入浴することが困難な在宅の重度障害者の福祉の向上を図るため、訪問入浴サービスを実施します。 週１回の提供となっていますが、夏場の必要回数などを検討しサービスの充実を図ることを検討します。十分なサービス提供が可能となるように、事業所の確保に努めます。	健康福祉課

(2) 日中活動の支援

【主な事業】

事業名	事業内容	所管課／関係課
①日中活動サービス	施設入所などで昼間に利用できる「生活介護」「療養介護」「児童デイサービス」「ショートステイ」の各サービスを提供します。	健康福祉課
②五城目町地域活動センター機能強化事業	創作的活動や社会交流活動など障害のある人の日中活動を支援する地域活動支援センター事業を実施しています。 町内の身近な場所に地域活動支援センターを設置し、さらなる充実を図るため、公共用地の有効活用等による事業所支援策を講じます。 地域活動センターへ利用促進を働きかけ、障害者の日中活動の充実に役立ててもらえるようにしていきます。	健康福祉課
③五城目町日中一時支援事業	障害者の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障害者を一時的に施設で預かります。 障害のある人のニーズを勘案し、必要な事業量の確保に努めます。	健康福祉課

(3) 移動支援

【主な事業】

事業名	事業内容	所管課／関係課
①五城目町障害者等移動支援事業	障害のある人の地域における自立生活及び社会参加を促すため、屋外での移動が困難な障害のある人に外出支援を実施しています。 (これまでのところ、利用申請がなく、) 今後は利用者のニーズに応じて、より柔軟な対応が図れるよう、サービス対象者、支給要件の見直しを検討するとともに、サービス提供事業者の確保に向けて取り組んでいきます。	健康福祉課
②五城目町通所サービス利用促進事業	施設等に通所している在宅障害者に対し、交通費を助成することで、障害のある人の経済的負担の軽減及び通所サービスの利用促進を図ります。 地域活動センターへの通所者のみに支給していますが、町外(への)事業所への通所者からの利用要望もあるため、利用条件の見直しを進めます。	健康福祉課
③心身障害者通院移送費移送費	在宅の重度障害者が利用するタクシー料金や自動車燃料費の一部を助成することにより、障害のある人の経済的負担の軽減及び社会参加の促進を図ります。 (基本町内のタクシーの利用で基本料金の支給となっているため、遠方への利用になると負担が大きくなっています。通院の状況に応じた支援となるように内容の充実を検討していきます。)	健康福祉課
④五城目町身体障害者自動車改造・免許取得事業	在宅の重度障害者が移動手段として自動車を使用する場合に、その改造費等を助成することにより、障害のある人の社会参加の促進を図ります。	健康福祉課

(4) コミュニケーション支援

【主な事業】

事業名	事業内容	所管課／関係課
①五城目町聴覚障害者等意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障害のある人等の意思疎通の円滑化を図るため、(福祉課窓口到手話通訳者を設置するとともに、) 病院や公共機関等での各種手続きや相談がスムーズに行われるよう手話通訳者の派遣を行います。 聴覚障害者等のニーズを勘案し、必要な事業量の確保に努めます。 主に通院の際に利用されていますが、緊急の際の利用ニーズへの対応が不十分と考えられます。本人からの申請だけでなく、支援する側からの申請も可能とするなど、より柔軟な事業提供を行っていきます。	健康福祉課

(5) 予防と健康づくりの推進

【主な事業】

事業名	事業内容	所管課／関係課
①自立支援医療	障害のある人の障害の程度を軽くするための治療や精神疾病の通院にかかる医療費を、自立支援医療費として支給します。	健康福祉課

(6) 経済的支援

【主な事業】

事業名	事業内容	所管課／関係課
①障害者手当支給事業	町内在住の身体障害者・知的障害者に対して、障害の程度に応じた手当を支給しています。	健康福祉課
②公共料金等割引制度の普及・啓発	重度障害者の日常生活の支援を行うために、公共料金等の割引制度の普及・啓発に努めます。 ・電車、バス等の交通機関の運賃の割引 ・有料道路の通行料金の割引 ・水道・NHK・下水道使用料等の一部を免除	健康福祉課

基本目標 3 : 生活の場の確保

(1) 施設等利用者への支援の充実

【主な事業】

事業名	事業内容	所管課／関係課
①施設入所支援	施設に入所する人に、主に夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。 施設を必要とする人に、十分な量が確保できるよう、周辺市町と連携し、情報提供や相談など、提供事業者の確保に努めます。 入所者の高齢化が進んでおり、高齢化にともなう課題への対応を進めます。	健康福祉課
②グループホーム等の入居者支援	グループホーム、ケアホームに入居する精神障害者及び知的障害者の家賃等の一部を助成することにより、経済的負担の軽減及び自立生活の支援を図ります。	健康福祉課
③自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活力向上のための訓練を行います。 専門的なサービスを提供できる施設は限られているため、広域連携による新たな活動の場の確保を図ります。	健康福祉課
④更生訓練費給付事業	身体障害者が施設において更生訓練を行う際に、更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。 これまでのところ支援実績はありませんが、身体障害者のニーズを勘案し、必要な事業量の確保に努めます。	健康福祉課

(2) 暮らしの場の確保

【主な事業】

事業名	事業内容	所管課／関係課
①住宅改修費給付事業	障害のある方の日常生活の便宜を図り、有効な住宅改修ができるように情報の提供と支援をしていきます。 年間1～2件の申請があり、申請者の状況に応じた支援に努めていきます。	健康福祉課

基本目標４：雇用と就労支援の充実

（１）就労支援の総合的な推進

【主な事業】

事業名	事業内容	所管課／関係課
①就労支援事業	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、知識や能力向上のための訓練を行う「就労移行支援」、一般企業等への就労が困難な人に、働く場の提供や知識や能力向上のための訓練を行う「就労継続支援」のサービスを提供します。	健康福祉課
②効果的な就労支援策の検討 （南秋田郡自立支援協議会）	南秋田郡自立支援協議会において就労支援に関する作業委員会を設置し、雇う側と雇われる側の就労前後の支援など、就労支援に関わる施策を総合的な観点から見直し、効果的な就労支援策を講じます。	健康福祉課

基本目標５：ともに学び、育つ環境の整備

（１）特別支援教育の推進

【主な事業】

事業名	事業内容	所管課／関係課
①特別支援教育の推進	障害のある児童・生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばせるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援体制を整備していきます。	学校教育課
②特別支援学級の設置	地域の中で「共に学び共に育つ」ことを基本に据えた観点から、障害のある児童・生徒の学区に特別支援学級を設置しています。さらに、特別支援学級の担任以外に介助員を配置し障害に応じた支援の充実を推進します。	学校教育課
③特別支援学級就学奨励費補助	特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者に対して、就学奨励事業を行います。	学校教育課
④就学指導委員会	町内に住所のある障害のある児童・生徒に対し適切な就学支援を行うため委員会を開催します。	学校教育課

（２）放課後対策の充実

【主な事業】

事業名	事業内容	所管課／関係課
①児童・生徒の居場所づくり	学童クラブとしては、両親の就労や病気などにより、放課後帰宅しても家庭に保護者のいない児童に対して、「放課後の生活の場」を提供します。	学校教育課
②放課後等デイサービス事業の利用促進	「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」の各サービスを提供する。今後の利用者の伸びや日中活動の場に対するニーズを勘案し、必要なサービス量の確保に努めます。	健康福祉課

基本目標 6：緊急時・災害時の安全の確保の推進

(1) 災害時の要援護者の支援

【主な事業】

事業名	事業内容	所管課／関係課
①災害時要援護者の情報把握	消防、警察、自主防災組織、町内会、自治会、民生委員との連携を図りながら、災害発生時に適切な避難誘導や安否確認を実施するための要援護者等の情報把握（登録）を行います。	住民生活課 健康福祉課
②災害時要援護者向け災害マニュアルの作成の推進	災害時要援護者向けマニュアルの作成を行います。	住民生活課 健康福祉課

2 障害福祉サービスの推進

(1) 自立支援給付

1) 訪問系サービス

■ 事業内容

①居宅介護（ホームヘルプサービス）

居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院等に入院又は入所している障害者に対して意思疎通の支援その他の支援を行います。

③同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障害者等が外出する際の必要な援助を行います。

④行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するためにひるような援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際必要な援助を行います。

⑤重度障害者等包括支援

常時介護を必要とする障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動支援、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供します。

■ 訪問系サービスの実績及び計画の見込値

		実績値		見込値			
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 の 利用 者 数 は 増 加	居宅介護	利用者数	6人	9人	10人	11人	12人
		利用量	709 時間	1,062 時間	1,088 時間	1,113 時間	1,139 時間
	重度訪問介護	利用者数	0人	0人	1人	1人	1人
		利用量	0 時間	0 時間	1,920 時間	1,920 時間	1,920 時間
	同行援護	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人
		利用量	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間
	行動援護	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人
		利用量	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間

傾向にあり、今後も増加するものと見込んでおります。重度訪問介護は令和2年度から利用者が有り、今後も同じサービス量を見込んでおります。同行援護及び行動援護については、これまでのところ利用実績がなく、今後の利用も見込んでおりません。

居宅介護については、令和5年度で14人の利用を見込んでおります。

■ 今後の取り組み方向

訪問系サービスについては、当面居宅介護を中心としたサービスの提供に努めるため、町内の事業所との連携を密にして対応に努め、訪問看護員の人材確保と資質向上を目指していきます。

なお、同行援護及び行動援護につきましては、利用者が発生した場合を想定したサービス提供事業所との連携強化に努めてまいります。

2) 日中活動系サービス

■ 事業内容

①生活介護

障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。

②自立訓練（機能訓練）

障害者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせて当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。

③自立訓練（生活訓練）

障害者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせて当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。

④就労移行支援

就労を希望する障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。

⑤就労継続支援A型

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労するものにつき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

⑥就労継続支援B型

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難になったもの、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかったものその他の通常の事業所に雇用されることが困難なものにつき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行います。

⑦就労定着支援

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労移行支援等」という。）を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。

⑧療養介護

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

⑨短期入所（ショートステイ）

居宅においてその介護を行うものの疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行います。障害者支援施設等において実施される＜福祉型＞と病院、診療所、介護老人保健施設において実施される＜医療型＞があります。

■ 日中活動系サービスの実績及び計画の見込値

		実績値		見込値			
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	利用者数	44人	42人	42人	43人	43人	44人
	利用量	11,687 人日	11,120 人日	11,210 人日	11,300 人日	11,390 人日	11,480 人日
自立訓練 （機能訓練）	利用者数	3人	0人	0人	1人	1人	1人
	利用量	72 人日	0 人日	0 人日	90 人日	90 人日	90 人日
自立訓練 （生活訓練）	利用者数	1人	0人	0人	0人	0人	0人
	利用量	165 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
就労移行支援	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	利用量	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
就労継続支援 A型	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	利用量	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
就労継続支援 B型	利用者数	26人	29人	30人	32人	33人	35人
	利用量	6,996 人日	5,619 人日	5,701 人日	5,783 人日	5,865 人日	5,943 人日
就労定着支援	利用者数	2人	2人	2人	2人	2人	2人
療養介護	利用者数	3人	3人	3人	3人	3人	3人
	利用量	1,095 人日	1,095 人日	1,095 人日	1,095 人日	1,095 人日	1,095 人日

		実績値		見込値			
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所 (福祉型)	利用者数	7人	12人	13人	15人	15人	15人
	利用量	115 人日	138 人日	125 人日	180 人日	180 人日	180 人日
短期入所 (医療型)	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	利用量	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

■ 今後の取り組み方向

(生活介護)

常時介護を必要とする人に入浴介護を行うとともに、創作・生産活動の場を提供するものであり、利用もやや増加傾向にありことから、令和3年度以降も直近の利用実績を踏まえ、令和5年度にかけてやや提供量の拡大を図っていきます。

(自立訓練（機能訓練）)

平成29年度から平成30年度までの利用実績があるが、現在は利用者がいない状態であるが令和3年度以降は利用を見込んでサービス提供の確保を行っていきます。

(自立訓練（生活訓練）)

平成27年度6人の利用者が平成30年度で1人となり現在利用者がいないため、令和3年度以降については数値的な目標を見込みません。身体機能・生活能力のために訓練等の場を提供するものであり、地域生活への移行において有効なサービスと考えられることから、利用ニーズに応じて必要なサービスを提供できるように基盤の整備を維持していきます。

(就労移行支援)

自立訓練（生活訓練）と同様に現在利用者がいないため、令和3年度以降については数値的な目標を見込みません。就労への移行において有効なサービスと考えられることから、利用ニーズに応じて必要なサービスを提供できるように基盤の整備を維持していきます。

(就労継続支援A型)

これまでのところ利用実績がないため、令和3年度以降も利用を見込みませんが、今後、必要なサービスを提供できるように、事業の実施に向けた提供基盤の整備を進めていきます。

(就労継続支援B型)

通常の事業所に雇用されることが、困難な方に対して就労に必要な知識及び能力の向上を図るための訓練を行うものであり、今後の利用実績を踏まえながらサービスの提供を行っていきます。

(療養介護)

機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下で介護等を行うサービスであり、サービスを必要とする人にとって必要性の高いものであることから、令和3年度以降は現状と同じ毎年3人の利用を見込み、サービスの提供を行っていきます。

(短期入所（ショートステイ）)

自宅で介護を行う人が病気等の理由によって介護ができない時に施設へ短期間入所させ、介護を提供するものであり、障害者の高齢化にともなって福祉型の利用は今後も増加していくものと考えられます。医療型はこれまでのところ利用実績がないため、令和3年度以降も利用を見込みません。今後も福祉型の利用の増加が見込まれることから、直近の利用実績を踏まえ、サービス提供量の確保を図ります。

3) 居住系サービス

■ 事業内容

①自立生活援助

居宅において単身等で生活する障害者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行います。

②共同生活援助（グループホーム）

障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行います。

③施設入所支援

施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の援助を行います。

■ 居住系サービスの実績及び計画の見込値

		実績値		見込値			
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
共同生活援助	利用者数	25人	19人	23人	23人	23人	23人
施設入所支援	利用者数	30人	28人	28人	28人	28人	28人

■ 今後の取り組み方向

（自立生活援助）

これまでのところ利用実績がないため、令和3年度以降も利用を見込みませんが、今後、必要なサービスを提供できるように、事業の実施に向けた提供基盤の整備を進めていきます。

（共同生活援助（グループホーム））

ここ数年20人前後の利用実績があり、令和3年度以降も直近の実績を踏まえ、サービス提供量の確保を図っていきます。

（施設入所支援）

利用者数はほぼ横ばいに推移しており、令和3年度以降も直近の実績を踏まえ、サービス提供量の確保を図っていきます。

4) 指定相談サービス

■ 事業内容

「サービス利用計画」を通じて障害福祉サービスの支給決定時からの「ケアマネジメント」を実施し、さらに一定期間ごとの「モニタリング」を行うことで、障害のある人の抱える課題の解決を図ります。町が相談支援事業所登録を行い、民間の相談支援事業所とあわせてサービスを提供します。

①計画相談支援

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められた場合に、障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行います。

②地域移行支援

入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する者に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取組と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行います。

③地域定着支援

入所施設や精神科病院から退所・退院した者、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等に対し、地域生活を継続していくための支援を行います。

■ 指定相談サービスの実績及び計画の見込値

		実績値		見込値			
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用者数	85人	86人	86人	86人	86人	87人
地域移行支援	利用者数	0人	1人	1人	1人	1人	2人
地域定着支援	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人

■ 今後の取り組み方向

計画相談支援については、直近の利用実績を踏まえ、利用者数がやや増加していくものとして目標を設定し、サービス提供量の確保を図っていきます。

地域移行支援は、令和元年度に1人の利用実績があり、令和3年度以降も1人以上の目標を設定し、サービスの提供量の確保を図っていきます。

地域定着支援については、令和2年度まで利用がなかったことから、令和3年度以降は目標設定を行わないものとします。

(2) 地域生活支援事業

1) 必須事業

■ 事業内容

①理解度促進研修・啓発事業

地域住民を対象にして、障害のある方への理解を深めるための研修・啓発を行う事業です。

②自発的活動支援事業

障害のある方等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある方等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援する事業です。

③相談事業

障害のある方及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行うものです。

④成年後見制度利用支援事業

「成年後見制度」による支援を必要とする障害のある方について、権利擁護のためその利用を支援し、利用の促進を図る事業です。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見業務を適正に行うことができる法人を育成するために、研修等を実施する事業です。

⑥五城目町コミュニケーション支援事業（意思疎通支援事業）

意思疎通を図ることに支障のある障害のある人等の意思疎通の円滑化を図るため、福祉課窓口到手話通訳者を設置するとともに、病院や公共機関等での各種手続きや相談がスムーズに行われるよう手話通訳者の派遣を行うものです。

⑦日常生活用具給付等事業

重度障害のある方を対象に、「自立生活支援用具」等の「日常生活用具」を給付・貸与等することで、日常生活の便宜を図ることを目的とするものです。

⑧手話奉仕員養成研修事業

日常会話を行うために必要な手話表現技術を習得した「手話奉仕員」を養成するための研修を行う事業です。

⑨移動支援事業

障害のある方にとって社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際に、外出を支援する移動介護を行うものです。

⑩移動支援事業

障害のある方等を対象に、創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等、地域の実情に応じて柔軟に事業を実施するものです。近隣4市町村との合同委託により実施しています。

■ 地域生活支援事業必須事業の実績及び計画の見込値

			実績値		見込値			
			平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談事業		利用者数	251人	201人	226人	226人	226人	226人
成年後見制度 利用支援事業		利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
意思疎通支援 事業		窓口手話 設置	3人	2人	2人	2人	2人	2人
		派遣利用	14回	5回	9回	9回	9回	9回
日常生活用具 給付等事業	介護・訓練	利用件数	0件	1件	1件	1件	1件	1件
	自立生活	利用件数	1件	0件	0件	0件	0件	0件
	情報・意思 疎通	利用件数	1件	1件	1件	1件	1件	2件
	排泄管理	利用件数	149件	332件	388件	445件	501件	558件
	住宅改修	利用件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件
	在宅療護	利用件数	1件	2件	1件	3件	3件	5件
手話奉仕員養 成研修事業		利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
移動支援事業		利用件数	6件	25件	31件	37件	43件	50件

■ 今後の取り組み方向

（理解度促進研修・啓発事業）

令和３年度以降も実施は予定しておりませんが、地域住民から本事業への実施要望があった際には、実施に向けて取り組みます。

（自発的活動支援事業）

令和３年度以降も実施は予定しておりませんが、支援対象となる事業が実施された場合には、実施に向けて取り組みます。

（相談事業）

基幹相談支援センターの設置に向けて近隣町村と合同で進めていきます。

（成年後見制度利用支援事業）

これまでのところ利用実績がないため、令和３年度以降も利用を見込みませんが、今後、必要なサービスを提供できるように提供基盤の確保に努めます。

（成年後見制度法人後見支援事業）

これまでのところ利用実績がないため、令和３年度以降も利用を見込みませんが、今後、必要なサービスを提供できるように提供基盤の確保に努めます。

（五城目町コミュニケーション支援事業（意思疎通支援事業））

聴覚障害者等のニーズを勘案し、必要な事業量の確保に努めます。

（日常生活用具給付等事業）

支給対象者は手帳に記載された障害に必要な用具が基本ですが、重度化や他疾病の併発が考えられることから、柔軟な対応を図っていきます。

これまでのところ排泄管理支援用具（ストマ）が給付実績の大部分を占めており、今後も大きく増加するものと考えております。

（手話奉仕員養成研修事業）

これまでのところ利用実績がないため、令和３年度以降も利用を見込みませんが、今後、必要なサービスを提供できるように提供基盤の確保に努めます。

（移動支援事業）

平成２９年度から１件の申請があつてから増加しており、今後移動支援の利用実績はますます増加すると考えられることから、必要とされるサービスが提供できるようにサービス提供基盤の確保に努めます。

（五城目町地域活動センター機能強化事業）

令和３年度以降も、近隣４市町村との合同委託により実施していきます。

（またさらなるサービスの充実を図るため、公共用地の有効活用等の事業所支援策などにより、町内の身近な場所に地域活動支援センターを設置できるように検討していきます。）

2) 任意事業

■ 事業内容

①重度身体障害者訪問入浴サービス事業

家庭において入浴することが困難な在宅の重度障害者の福祉の向上を図るため、訪問入浴サービスを実施しています。

②日中一時支援事業

障害者の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障害者を一時的に施設で預かるものです。

③更生訓練費給付事業

身体障害者援護施設等に入所・通所している方が更生訓練を受けた際に、更生訓練やそのために要した経費を支給します。

④五城目町身体障害者自動車改造・免許取得事業

障害者の自動車運転免許の取得時に要する費用の一部助成及び自動車の改造に要する費用の一部を助成するものです。

⑤心身障害者通院移送費支援事業

在宅の重度障害者を対象に、通院の際に利用するタクシー料金や自動車燃料費の一部を助成するものです。

⑥住宅改修費給付事業

日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の重度身体障害者が段差解消など住環境の改善を行う場合に、改修費の一部を給付するものです。

■ 地域生活支援事業任意事業の実績及び計画の見込値

		実績値		見込値			
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
重度身体障害者訪問入浴サービス事業	利用者数	1人	0人	1人	1人	1人	1人
日中一時支援事業	利用量	530回	423回	437回	451回	466回	482回
更生訓練費給付事業	給付者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
身体障害者自動車改造・免許取得事業	利用者数	0人	1人	1人	1人	1人	1人
心身障害者通院移送費支援事業	利用者数	38人	39人	41人	41人	41人	41人
住宅改修費給付事業	給付者数	0人	0人	1人	1人	1人	1人

■ 今後の取り組み方向

（重度身体障害者訪問入浴サービス事業）

平成 29 年度から利用がみられるが、今後はサービス提供事業所の確保を図り、必要なサービスを提供できる基盤の整備を図っていきます。

（日中一時支援事業）

サービスの利用は拡大傾向にあり、直近の利用実績を踏まえ、必要とされるサービス量を確保できるようにしていきます。

（更生訓練費給付事業）

これまで本事業の利用はありませんでしたが、社会参加の促進に資する事業であるため、今後、必要なサービスを提供できるように提供基盤の確保に努めます。

（五城目町身体障害者自動車改造・免許取得事業）

令和 2 年度に利用実績が見込めるため、令和 3 年度以降も必要なサービスを提供できるように提供基盤の確保に努めます。

（心身障害者通院移送費支援事業）

透析の際などにタクシー券を利用していますが、町内のタクシーに限定され、基本料金の支給となっているため、遠方の医療機関を利用する際などにも利用しやすいものとなるように、サービス内容の充実を図ります。

（住宅改修費給付事業）

年間 1～2 件の利用があり、今後も継続して実施していきます。

3 障害児福祉サービスの推進

(1) 障害児通所支援

■ 事業内容

①児童発達支援

就学前の児童に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。

②医療型児童発達支援

肢体不自由がある児童に、医療的管理のもと理学療法などの機能訓練や支援を行うサービスです。

③放課後等デイサービス

授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。

④保育所等訪問支援

保育所等を訪問して、障害のある児童に、障害のない児童との集団生活への適応のための支援を行うサービスです。

⑤居宅訪問型児童発達支援

居宅に訪問して、就学前の児童に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。

■ 障害児通所支援の実績及び計画の見込値

		実績値		見込値			
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用者数	4人	5人	2人	2人	2人	2人
	利用量	23人日	105人日	120人日	149人日	149人日	149人日
医療型児童発達支援	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	利用量	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
放課後等デイサービス	利用者数	8人	11人	13人	15人	15人	15人
	利用量	579人日	1,139人日	1,340人日	1,545人日	1,545人日	1,545人日
保育所等訪問支援	利用者数	0人	1人	1人	1人	1人	2人
	利用量	0人日	5人日	8人日	10人日	10人日	20人日
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	利用量	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

■ 今後の取り組み方向

（児童発達支援）

令和３年度以降は２人の利用を見込み、必要なサービスを提供できるように、提供基盤の確保を図っていきます。

（医療型児童発達支援）

これまでのところ利用実績がないため、令和３年度以降も利用を見込みませんが、今後、必要なサービスを提供できるように提供基盤の確保に努めます。

（放課後等デイサービス）

平成28年度からの利用で年々利用者が増加しており、必要なサービス量に対応できるように、提供基盤の確保を図っていきます。

（保育所等訪問支援）

令和元年度から利用実績があり、令和３年度以降は１人以上の利用を見込み、必要なサービスを提供できるように、提供基盤の確保を図っていきます。

（居宅訪問型児童発達支援）

これまでのところ利用実績がないため、令和３年度以降も利用を見込みません。

<参考>

■ 保育所等における障害児の受入実績及び計画の見込値

		実績値		見込値			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	障害児数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
認定こども園	障害児数	7人	7人	2人	5人	5人	5人
放課後児童健全育成事業	障害児数	0人	0人	0人	0人	0人	0人

(2) 障害児相談支援

■ 事業内容

①障害児相談支援

障害児通所サービスの利用を希望する人に、その環境やサービス利用に関する意向を反映した「障害児支援利用計画」を作成するサービスです。

障害児通所サービスの利用を希望者に、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画を作成します。

■ 障害児相談支援の実績及び計画の見込値

		実績値		見込値			
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	利用者数	7人	7人	16人	21人	21人	21人

■ 今後の取り組み方向

(障害児相談支援)

平成 28 年度から利用があり、平成 30 年度、令和元年度では 7 人の利用があり、今後も通所サービスの利用者から数人ほど利用が増える見込みのため、利用増を想定し、必要なサービスを提供できるように、提供基盤の確保を図っていきます。

<参考>

■ 医療的ケア児コーディネーターの配置実績及び計画の見込値

		実績値		見込値			
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療ケア児コーディネーターの配置	人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人

4 本計画における重点事業

国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、新たなサービスの創設や、既存のサービスの強化などの方向性が示されています。

本町においても国の方針を踏まえ、以下の事業について本計画において重点的に取り組みを推進していきます。

①地域生活を支援する新たなサービス＝自立生活援助

■ 事業内容

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等を対象に、定期的に利用者の居宅を訪問し、以下の内容などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うものです。

- ・食事、洗濯、掃除などに課題はないか
- ・公共料金や家賃に滞納はないか
- ・体調に変化はないか、通院しているか
- ・地域住民との関係は良好か

定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。

■ 本町における取り組み

⇒実施に向けて検討

地域生活への移行への新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域における拠点づくり、NPO等によるサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

②就労定着に向けた支援を行う新たなサービス＝就労定着支援

■ 事業内容

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労にともなう環境変化により生活面の課題が生じている者を対象に、障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれにとともなう課題解決に向けて必要となる支援を実施するものです。

具体的には、企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を実施します。

■ 本町における取り組み

⇒実施に向けて検討

国や県の指針に沿って、定着を目指します。

行政機関と雇用サイドのより一層の連携を深め、就労支援からの定着を目指します。

③重度訪問介護の訪問先の拡大

■ 事業内容

日常的に重度訪問介護を利用している最重度の障害者であって、医療機関に入院した者を対象に、利用者ごとに異なる特殊な介護方法（体位交換など）について、医療従事者などに的確に伝達し、適切な対応につなげるものです。

強い不安や恐怖等による混乱（パニック）を防ぐための本人に合った環境や生活習慣を医療従事者に伝達し、病室等の環境調整や対応の改善につなげていきます。

■ 本町における取り組み

⇒実施に向けて検討

広報誌等により、障害福祉サービスの体系について周知を図るとともに、社会福祉協議会、福祉施設や事業所との連携を図り、サービスの実施主体の確保に努めます。また地域の潜在的な人材を発掘し、サービス提供のための人材確保に努めます。

④高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用

■ 事業内容

以下の条件に該当する人を対象に、一般高齢者との公平性を踏まえ、介護保険サービスの利用者負担を軽減（償還）できる仕組みを設けるものです。また、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直しを行い、介護保険サービスの円滑な利用を促進します。

- ・ 65 歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを受けていた障害者
- ・ 障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合
- ・ 一定程度以上の障害支援区分
- ・ 低所得者

※具体的な要件は、今後政令で定められる予定

■ 本町における取り組み

⇒実施に向けて検討

国の通知等を参考にしながら、実施について取り組んでいきます。

⑤居宅訪問により児童発達支援を提供するサービス

■ 事業内容

重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児を対象に、障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うものです。

■ 本町における取り組み

⇒実施に向けて検討

利用者のニーズを的確に把握してサービスの充実を図るとともに緊急時の利用などにも対応できるように努めます。

⑥保育所等訪問支援の支援対象の拡大

■ 事業内容

これまでの保育所、幼稚園、小学校等、その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めるもの（放課後児童クラブなど）に、乳児院、児童養護施設に入所している障害児を対象者として新たに追加し、児童が集団生活を営む施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行うものです。

- 障害児本人に対する支援（集団生活適応のための訓練等）
- 訪問先施設のスタッフに対する支援（支援方法等の指導等）

■ 本町における取り組み

⇒実施に向けて検討

実施に向けて取り組んでいます。

⑦医療的ケアを要する障害児に対する支援

■ 事業内容

人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）を対象に、地域において必要な支援を円滑に受けられることができるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備について必要な措置を講ずるよう努めるものです。

- 関係機関の連携の場の設置
- 技術・知識の共有等を通じた医療・福祉等の連携体制の構築

■ 本町における取り組み

⇒実施に向けて検討

医療技術の進歩等を背景として、長期入院後引き続き医療的ケアが必要な障害児が今後増えることが考えられることから、体制の整備に努めます。町内に小児科をはじめ総合病院がないことから、近隣市町村の医療機関や保健所等とお連携の強化に努めます。

⑧補装具費の支給範囲の拡大

■ 事業内容

成長にともなって短期間での交換が必要となる障害児や、障害の進行により、短期間の利用が想定される補装具、仮合わせ前の試用など（今後、関係者の意見も踏まえて具体的に検討される予定）の場合について、「購入」を基本とする原則は維持した上で、障害者の利便に照らして「貸与」が適切と考えられる場合に限り、新たに補装具費の支給の対象とするものです。

■ 本町における取り組み

⇒実施に向けて検討

平成30年度より、障害者総合支援法での補装具費の支給範囲に貸与方式が追加されております。成長期の障害児の場合など、補装具が耐用年数前に身体に合わなくなるケースも多いことから、購入よりも貸与方式は利用者にとってメリットがあるとの考えに基づくものですが、既存の制度を活用しながら、国や県の指針に沿って実施に向けて取り組みます。

第 5 章

計 画 の 達 成 目 標

1 障害福祉サービス等・障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

○国の考え方

- ◇施設入所者の重度化・高齢化により、入所施設からの退所は入院・死亡を理由とする割合が年々高まっており、自宅やグループホームなどへの地域生活移行者数は減少傾向にある。一方で、日中サービス支援型グループホームなど障害福祉サービスの機能強化や地域生活支援拠点等の整備にかかる取組を踏まえ、令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- ◇施設入所者の現状をみると、障害支援区分5以下の利用者は減少又は横這いである一方、区分6の利用が増加し重度化かが進んでいる。また、65歳以上の利用者の割合が増加している。近年の施設入所者数の削減状況を踏まえ、令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

○五城目町における目標

本町において福祉施設に入所している方々の現状は、保護者の高齢化や親族のいない方など、入所していることによって安心して過ごせる方がほとんどであるため、国が求めている数値を目標とすることは困難と思われますが、地域移行が可能な方に対しては、精神疾患で入院や訓練施設等を利用している方々の地域移行を積極的に進めていきます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

○国の考え方

- ◇保健・医療・福祉関係者による協議の場の圏域ごとの設置については、第5期計画期間中にほぼ全圏域で設置される見込みで、今後も計画的に推進する観点から、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数の上昇を目標とし、市町村ごとの協議の場の設置については、引き続き設置に向けた取組を推進していくことを基本とする。
- ◇令和5年度末時点における精神病床における1年以上長期入院患者数を平成30年度末長期入院患者数から6.6～4.9万人減少することを基本とする。
- ◇精神病床における退院率の上昇:3ヶ月時点69%以上、6ヶ月時点86%以上、12ヶ月時点92%以上とすることを基本とする。

○五城目町における目標

圏域で設置している自立支援協議会の体制の見直しを図り、早期に精神障害にも対応できる包括ケアシステムの構築を目指します。また、精神科病院との連携・協力を図り移行希望に添った支援の実施を目指します。

（３）地域生活支援拠点等における機能の充実

○国の考え方

◇令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。

○五城目町における目標

拠点整備に必要な機能（相談・緊急時の受入、対応・体験の機会、場・専門的人材の確保、養成、地域の体制づくり）が、本町単独では基盤が弱いため、近隣町村との圏域で令和5年度までの整備を目指します。

それぞれの町村でいかなる社会資源・医療機関・公的機関や障害福祉以外の分野も含む各種制度を活用連携していくことを目指します。

（４）福祉施設から一般就労への移行等

○国の考え方

◇令和5年度までに、令和元年度実績の1.27倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。そのうち、就労移行支援については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、引き続き現状の利用者数を確保するとともに、移行率の上昇を見込み、令和5年度までに、令和元年度実績の1.30倍以上の移行実績を達成することを基本とする。

また、就労継続支援A型及び就労継続支援B型については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施するものであることから、その事業目的に照らし、令和5年度までに、令和元年度実績の概ね1.26倍以上、1.23倍以上を目指すこととする。

◇就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

また、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

○五城目町における目標

一般就労に向けては就労移行に向けた体制づくりを推進します。

町内に就労移行支援事業所が1か所「こまち」のみであるため、周辺市町村にある事業所との連携を取り合いながらサポート体制を整えます。

また、町内で唯一の訓練等のサービス事業所の受け皿である「よつば」に対して地域活動支援センターの機能強化に向けた支援と同時に、地域の核になるための体制づくりを協議していきます。

(5) 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

○国の考え方

- ◇児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1ヶ所以上設置することを基本とする。
- ◇地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ◇令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1ヶ所以上確保することを基本とする。
- ◇令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする。

○五城目町における目標

児童発達支援は、通所利用の障害児への支援だけでなく、地域の障害児・その家族を対象とした支援や、保育園等の施設に通う障害児に対し支援するなど地域対応を目指しています。

また、それぞれの場において各障害に関わりなく適切な支援が受けられるよう支援の質の確保が求められています。

現在のところ放課後デイサービスの利用が主となっていますが、利用は急速に増加しています。関係機関との連携を図りながら、近隣町村との圏域整備を目指します。

(6) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組 に係る体制の構築

○国の考え方

◇令和5年度末までに、市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

○五城目町における目標

相談支援従事者研修等を活用した町職員の受講参加を促進します。

また、障害者自立支援審査支払等システムでの審査結果やその分析結果を活用した取組の実施に努めるなど、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等を提供していただくための取組を促進します。

第 6 章

計 画 の 推 進 に あ た っ て

1 計画の推進における基本姿勢

○障害を理由とする差別の解消

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行されました。

障害者差別解消法は、国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者が、障害を理由として差別的な扱いをすることを禁止しており、障害のある人にとって日常生活や社会生活を送る上で障壁となる事物、制度、慣行、観念などの社会的障壁の除去のための合理的配慮を行うよう、国の行政機関や地方公共団体等には法的義務を、民間事業者には努力義務を課しています。

町では、これらの社会的障壁を取り除き、障害者が様々な社会活動に参加できる機会が確保できるような形で、ハード・ソフト面のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを引き続き推進していきます。

○障害者の虐待防止

平成24年10月から「障害者虐待防止法」が施行され、障害のある人の権利利益の擁護が図られています。

「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、使用者による障害者虐待をいいます。虐待の類型は身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待の5つに分類されます。これらの虐待の防止策として、虐待の防止、虐待を受けた障害のある人に対する保護及び自立支援のための措置、虐待を発見した時の通報義務や、障害者虐待の早期発見の努力義務等が定められました。

また、虐待を防止するためには、一人ひとりの意識が大変重要になってきます。障害のある人の中には、その障害ゆえに自分で声をあげられない人がいることも考えられます。障害のある人一人ひとりの人権を守っていくために、尊厳のある個人として接することはもちろん、何が虐待にあたるかを認識しなければいけません。そのため町では、障害福祉サービス事業所や利用者、養護者等、様々な人や団体に向けて、障害者虐待防止法のさらなる周知と虐待防止の支援に努めます。

権利擁護の取り組みとしては、知的障害、精神障害等の理由で判断能力に困難さを抱える方々への支援として、生活していく上での消費契約・行政手続きに関する援助、また金銭管理を行う権利擁護事業を行っています。それに加えて、地域生活支援事業の必須事業として成年後見制度法人後見支援事業が追加されました。今後町民後見人の育成、支援についても検討し、障害のある人等をはじめとする権利擁護事業を推進していきます。

○サービスの量的拡大とサービス調整・評価体制の充実

障害のある人が障害の特性や置かれた状況に応じて必要とするサービスが利用できるような量的な拡大に取り組んでいきます。また、一人ひとりに応じた質の高いサービスが提供されるよう、一人ひとりに応じた最適なサービスへつなぐサービス調整（マネジメント）機能と、提供されたサービスによる効果を把握、評価する仕組みづくりを目指します。本町においては引き続き、「成果（数値）目標」と「活動指標」を最大の眼目として計画の推進・評価を行っていきます。

2 計画推進における役割分担

○障害のある人の自立と連携

障害のある人が、地域の中で自立した生活ができるよう、障害福祉サービスを充実させるとともに、障害のある人同士、障害者団体、地域との交流及び連携を促進します。

○町の役割

本計画を効果的、総合的に進めていくため、保健、医療、福祉分野をはじめ、人権、産業・就労、教育、交通・住宅など関係各課との連携の強化を図り、組織横断的な支援体制を構築していきます。

また、障害福祉サービスを円滑に実施するため、様々な広報媒体を通して町民への広報・情報提供の推進に努めます。

○地域社会の役割

障害があってもなくても、地域に暮らす人たちが皆さんが五城目町民として、ともに生きるまちづくりを目指して、自立した個人としてそれぞれの地域で、安心して充実した生活を送ることができるような地域社会を構築します。

○町民の役割

町民一人ひとりが、障害や障害のある人に対する理解を深め、障害のある人もない人も互いに人格と個性を認め合い、尊重し支え合う社会の実現を推進します。

○関係団体の役割

障害者団体や社会福祉法人、特定非営利活動法人、サービス事業者等の関係団体は、町や社会福祉協議会など関係機関と連携し、本人や家族の代弁者として、あるいは地域福祉の担い手として、地域における福祉の向上に努めるとともに、ともに生きるまちづくりを推進します。

3 計画推進に向けた多様な連携の推進

○医療機関、教育機関等との連携

障害のある人に対するサービス等の提供や地域生活への移行など、障害福祉施策の実施にあたっては、障害福祉の観点からだけではなく、医療機関や教育機関、リハビリテーションを行う機関等とも連携をして総合的に取り組むことが不可欠です。例えば、入所・入院生活から地域での生活に移行促進するためには医療機関とリハビリテーションを行う機関の連携が必要です。障害児がその病気の状態に応じて適切な教育を受けられ、心身ともに健全な発達が進むためには医療機関と教育機関の連携が必要です。様々な機関が連携することにより、障害のある人やその家族が、必要な支援をスムーズに受けることが可能になります。

障害、保健、福祉、医療、教育等が一体となった総合的なサービス提供で障害のある人が自立した地域生活を送れるよう、各機関の連携を推進します。

○地域のネットワーク強化

地域における福祉の推進は、行政だけでなく広く町民に期待される役割であり、様々な団体や組織、そして一人ひとりの町民の参加が不可欠です。

町民や関連機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

さらに、様々な立場からの参画を得て開催されている自立支援協議会を活用し、障害福祉に関する支援体制の確立や、町内の資源の開発・改善に向け、協働で取り組んでいきます。

○就労支援の強化

障害者の一般就労や職場への定着についてはまだ十分とはいえない状況にあります。

このため、企業・事業所等における障害者雇用の拡大を促進するとともに、福祉施設においては、利用者個々の能力を的確に評価し、効果的な就労支援が行える取り組みを進めます。

○切れ目のない支援体制づくり

個々の障害者の成長にともない、必要とされるサポートも変化していきます。

相談から各サービスの利用につなぐ一連の過程において、一人ひとりの支援ニーズに適合したサービスが一貫性をもって提供されるよう、サービス事業者をはじめ、関係機関等による総合的なネットワークづくりを構築し、一人ひとりのライフステージに沿って、切れ目のない支援を行っていきます。

○国・県との連携

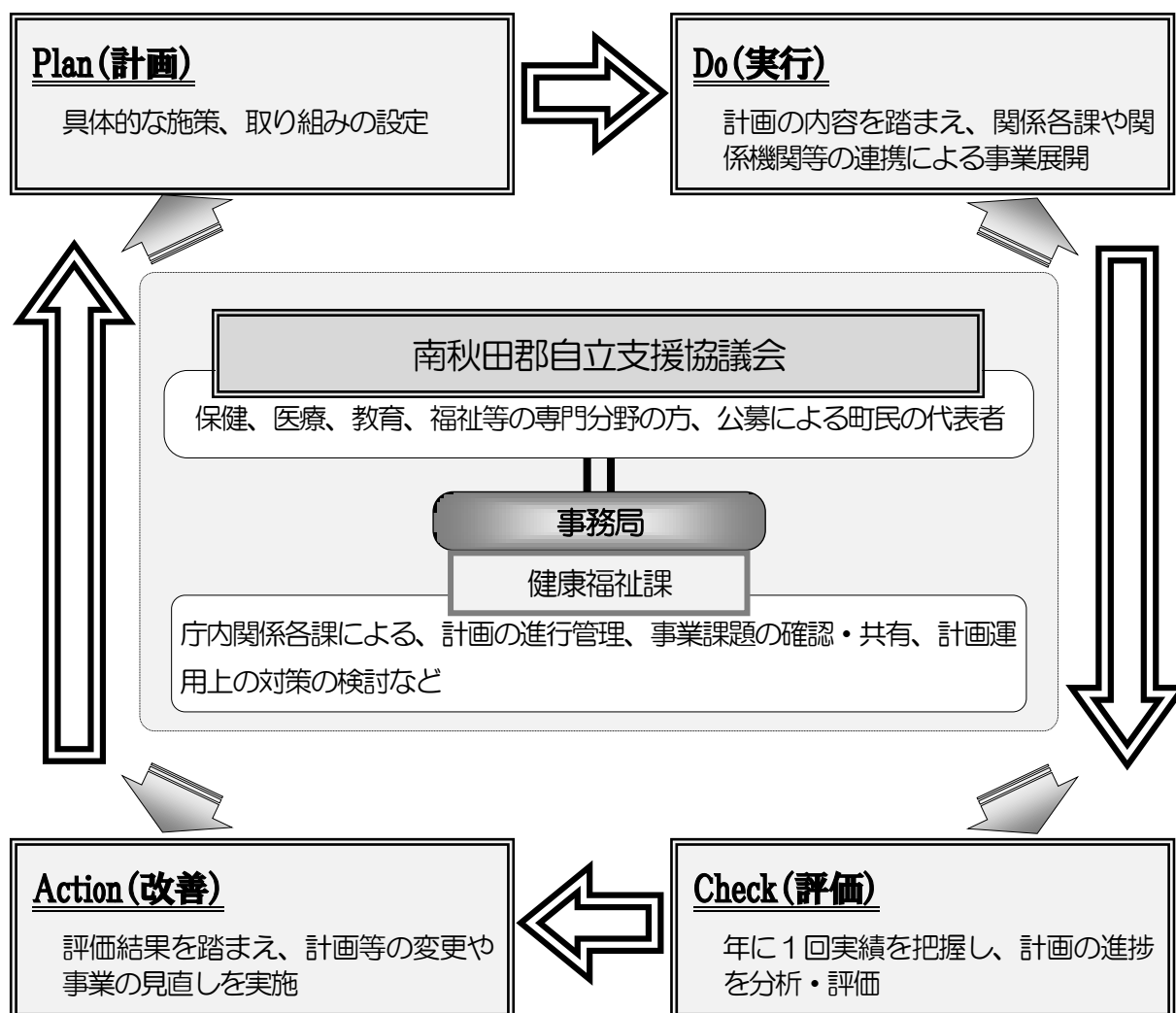
障害のある人の地域生活を支える様々な施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくないため、国や県の新しい動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策の推進に努めます。また、地方公共団体の責務として、町民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い制度に向けて、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

4 計画の進行管理体制

(1) 計画の進行管理と評価

設定した数値目標をもとに障害福祉計画の達成状況について、南秋田郡自立支援協議会において評価を行います。これら評価は、障害福祉サービス、相談支援事業及び地域生活支援事業のサービスの利用状況や基盤整備状況についても行います。

また、計画期間中に障害福祉施策に係る新たな行政需要が生じる等、必要な場合は、「PDCAサイクル」に沿って計画の見直しを行います。



※計画の進行管理におけるPDCAサイクルとは、それぞれ、業務計画の作成「計画」(Plan)、計画に沿った「実行」(Do)、実践の結果を目標と比べる「評価」(Check)、発見された改善すべき点を是正する「改善」(Action)の4つの段階からなっており、これを繰り返すことで、段階的に業務効率を向上させていくマネジメント手法をさしています。

(2) 庁内における進捗評価の体制

○庁内における適切な進行管理

本計画に関わる事業は多岐にわたっているため、様々な分野において適切な取り組みを実施していくことが必要となります。

本計画を確実に実施していくために、関連各課や関係機関との連携をさらに強化し、庁内で定期的に計画の進捗評価を行い、計画の適切な進行管理を行います。

■ 庁内での定期的な進捗評価の実施

○全庁的な職員の質の向上

また、本計画では様々な関係課が直接・間接的に障害のある人と関わり施策を実施していくことになるため、すべての職員が、障害のある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障害福祉に関する知識と意識を高めていきます。

■ 町職員の障害福祉に関する知識と意識の向上

(3) 人材の育成・確保

計画が円滑に実施されるように、必要とされる人材の育成と確保を図ります。

■ 人材の育成と確保

■ 専門職等の資質の向上・専門性の向上

(4) 計画の実施状況の公表

計画の進行管理として定期的に実施する実施状況や計画の達成状況、介護保険の運営状況などの点検・評価について、定期的に公表し、本計画に対する住民の理解を深められるように努めるとともに、進捗に問題や課題がある点については、改善に向けた対応策の検討につなげていきます。

5 計画の普及・啓発の推進

本計画は、障害者福祉に関わる関係者をはじめ、多くの住民の理解・協力が重要であることから、町が活用している様々な媒体を活用して、広く住民に知らせていきます。

また、障害者支援の取り組みについてわかりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、効果的な支援に結びつくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

○地域社会の理解促進

障害のある人もない人もともに暮らす地域の実現のために、町民に障害についての正しい理解をさらに深めていく必要があります。社会福祉協議会とも連携し、町民に対する広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種の交流事業の充実や地域住民の参加を得た福祉活動を促進していきます。

■ 障害者支援制度の周知の強化

○障害のある人のニーズ把握・反映

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、障害のある人との意見交換の場を設け、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

■ 障害者ニーズの把握と取り組みへの反映

五城目町障害福祉総合計画

(障害基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画)

令和3年3月

発行・編集：	五城目町 〒018-1792 秋田県南秋田郡五城目町西磯ノ目1丁目1-1 TEL：018-852-5100
--------	--

